第２章　ごみ処理基本計画

２.１　ごみ処理の現状

２.１.１　ごみ処理の現状

(1) ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローは、図 ２-１に示すとおりです。

可燃ごみは、 ３市（本市、国分寺市、小金井市）から構成される浅川清流環境組合の可燃ごみ処理施設において焼却処理されています。

不燃ごみ及びプラスチック類ごみは、日野市クリーンセンター敷地内に整備されたプラスチック類資源化施設において、選別処理ならびに資源化が行われています。

可燃ごみ処理施設の処理過程で発生した焼却残渣[1]は、プラスチック類資源化施設の可燃残渣とともに、多摩地域 25 市 1 町で構成される東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設へ搬入し、全量をエコセメント[2]として資源化しているため、最終処分場への埋立は行っていません。

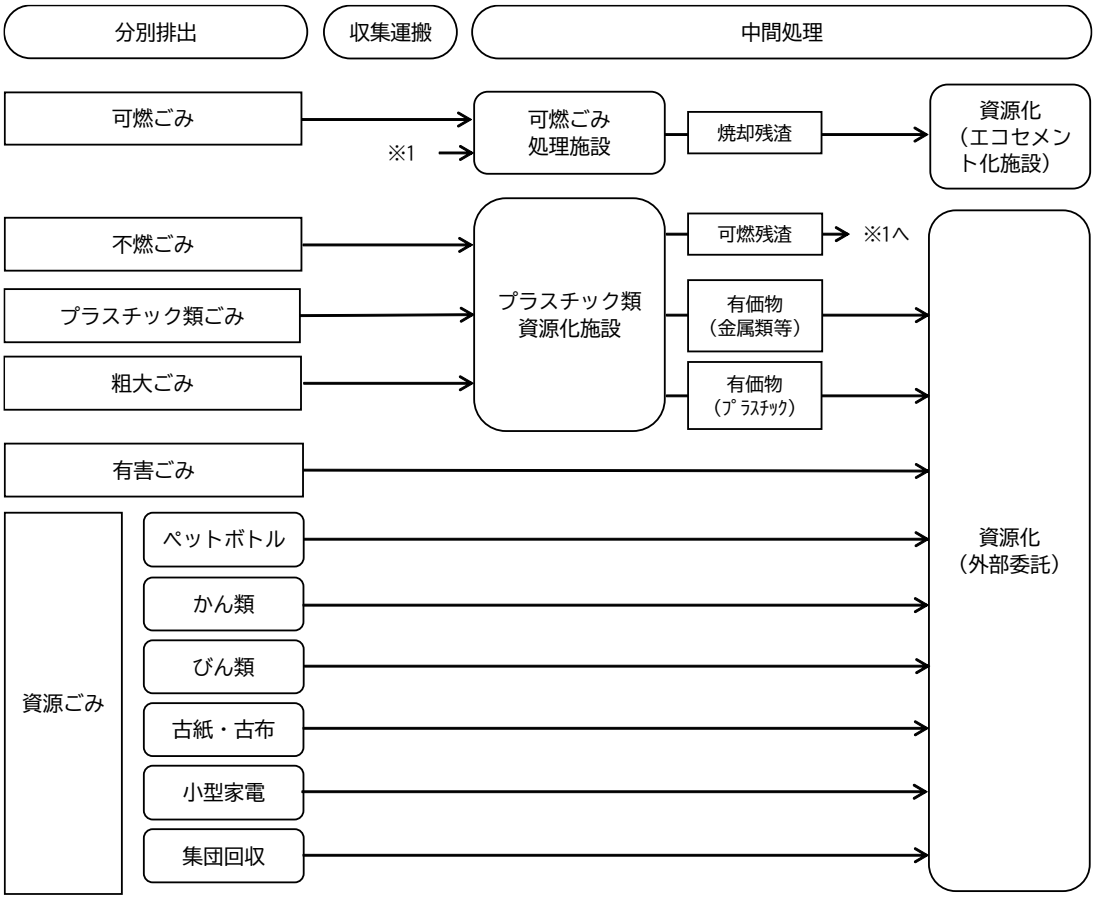


図 ２-１　ごみ処理フロー（令和８年度時点）

[1] 焼却残渣：ごみを焼却施設で燃やした後に残る燃えがら（焼却灰）や飛灰のこと。
[2] エコセメント：ごみを燃やした後の焼却灰を原料にして再利用し、製造されたセメントのこと。

(2) 分別区分及び収集運搬体系

家庭系ごみの分別区分は表 2-1、事業系ごみの収集運搬体系は表 2-2に示すとおりです。可燃ごみ、不燃ごみ及びプラスチック類ごみは、日野市一般廃棄物指定収集袋（以下「市指定収集袋」という。）で排出することとなっています。

表 2-1　家庭系ごみの分別区分

分別区分			排出方法	収集回数	収集方法
可燃ごみ			市指定収集袋(有料・緑色の半透明)にて、各戸で排出 (集合住宅は決められた排出場所)	週２回	・戸別収集
不燃ごみ			市指定収集袋(有料・橙色の半透明)にて、各戸で排出 (集合住宅は決められた排出場所)	月１回	・戸別収集
プラスチック類ごみ			市指定収集袋(有料・水色の半透明)にて、各戸で排出 (集合住宅は決められた排出場所)	週１回	・戸別収集
粗大ごみ			粗大ごみ処理券を貼付し、予約・決定した収集日に、各戸で排出 (集合住宅は決められた排出場所)	随時 (申し込み制)	・戸別収集 (有料)
有害ごみ			プラごみの日に、中身が見える袋にて、各戸で排出	週１回	・戸別収集 (無料)
資源ごみ	古紙類	①新聞	中身が見える袋で、各戸で排出 (集合住宅は決められた排出場所) ①～④古紙類： 束ねてひもで縛って排出（紙袋に入れて排出も可） ⑤古着・古布類：不要な袋に入れて排出 ⑥びん ⑦かん ⑧ペットボトル：かごなどの容器に入れて排出 ⑨小型家電・金属類：中身が見える袋に「日野市」と書いたメモを貼って排出	①、⑧、⑨： ４週に１回 ②～⑦： ２週に１回	・戸別収集 (無料)
		②雑誌・雑紙類			
		③ダンボール			
		④紙パック類			
	⑤古着・古布類				
	⑥びん				
	⑦かん				
	⑧ペットボトル				
	⑨小型家電・金属類				

※剪定枝については、戸別収集を実施しています（可燃ごみ収集日に１世帯２束まで（無料））。
※詳細な排出方法については、毎年度発行される「ごみ・資源分別カレンダー」によります。

表 2-2　事業系ごみの収集運搬体系

対象	排出方法	収集回数	収集方法
少量排出事業所 (1 回のごみ排出量が 90 リットル以下の場合)	有料指定袋（可燃ごみ用、不燃ごみ用、プラスチック類ごみ用）に事業所名を記入して排出	家庭系ごみと同日	市の収集
1 回のごみ排出量が 90 リットルを超える場合	事業者事業所の責任で処理 （一般廃棄物収集運搬許可業者や産業廃棄物処理業者などに依頼）		

(3) 処理体系

ごみの適正な処理及び資源化を安定的に推進するための本市におけるごみ処理施設の概要は、表 2-3、表 2-4、表 2-5に示すとおりです。

可燃ごみについては、浅川清流環境組合が運営する可燃ごみ処理施設において焼却処理を行っています。可燃ごみ処理施設では、全連続燃焼式ストーカ炉[3]を採用し、安定した焼却処理と環境負荷低減を図っています。

不燃ごみ及び粗大ごみについては、本市が管理するプラスチック類資源化施設において破砕・選別処理を行っています。プラスチック類ごみについても、同施設において選別・圧縮・梱包処理を実施しています。

可燃ごみの焼却過程で発生する焼却残渣（焼却灰等）は、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設へ搬入し、全量をエコセメントとして再資源化しています。

表 2-3　可燃ごみ処理施設の概要

施設名	可燃ごみ処理施設
施設所管	浅川清流環境組合
所在地	東京都日野市石田一丁目 210 番地の２
竣工	令和２年３月
形式	全連続燃焼式(ストーカ炉)
処理能力	228t/日(114t/日×２炉)

表 2-4　プラスチック類資源化施設の概要

施設名	プラスチック類資源化施設
施設所管	日野市
所在地	東京都日野市石田一丁目 210 番地の２
竣工	令和２年３月
形式	破砕・選別・圧縮施設
処理能力	プラスチック類　18.7t/日 不燃ごみ　6.9t/日 不燃性粗大ごみ　2.2t/日

表 2-5　エコセメント化施設の概要

施設名	エコセメント化施設
施設所管	東京たま広域資源循環組合
所在地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野 7642 番地 (二ツ塚処分場内)
竣工	平成 18 年７月
処理能力	焼却残渣等　約 300t/日 エコセメント生産量　約 430t/日

[3] 全連続燃焼式ストーカ炉：ごみを 24 時間絶え間なく燃やし続ける仕組みを持った焼却炉のこと。火格子（ストーカ）の上でごみを動かしながら均一に燃やすことで、ダイオキシンなどの有害物質の発生を抑え、安全かつ安定して処理できます。

２.１.２　ごみ排出量等の実績

(1) ごみ排出量

（ア）ごみ総排出量

ごみ総排出量は、令和２年度までは横ばいで推移していましたが、令和３年度以降減少傾向で推移し、令和７年度におけるごみ総排出量は 38,722t と、平成 28 年度比で約 13%減少しています。

１人１日あたりのごみ排出量は、ごみ総排出量の減少及び人口の増加に伴い、減少傾向にあります。令和７年度は 561g と過去 10 年間で最も少なくなり、平成 28 年度比で約 15%減少しています。なお、集団回収量を除いた１人１日あたりのごみ排出量は 549g です。

持込ごみ量は、令和３年度以降、大幅に減少していますが、これは浅川清流環境組合の可燃ごみ処理施設において、個人による直接搬入を受け入れていないためです。

集団回収量については、減少傾向が続いており、令和７年度は 847t と、平成 28 年度比で約半減しています。

表 ２-６　ごみ総排出量の実績

	単位	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
日数	日	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365
人口	人	183,511	184,478	185,330	186,285	186,992	187,293	187,391	187,501	188,244	189,142
収集ごみ量	t/年	37,477	37,278	37,030	37,654	38,007	37,183	36,316	35,269	34,709	33,849
持込ごみ量	t/年	4,994	4,858	4,678	4,927	5,044	4,817	4,343	3,935	4,020	3,924
集団回収量	t/年	1,698	1,625	1,517	1,425	1,061	1,006	946	881	876	847
ごみ総排出量	t/年	44,279	43,850	43,261	44,066	44,237	43,113	41,709	40,185	39,702	38,722
1人1日あたりのごみ排出量	g/人・日	664 (639)	654 (630)	642 (620)	649 (628)	650 (635)	631 (616)	610 (596)	586 (573)	578 (566)	561 (549)

※()内は集団回収量を除いた値です。

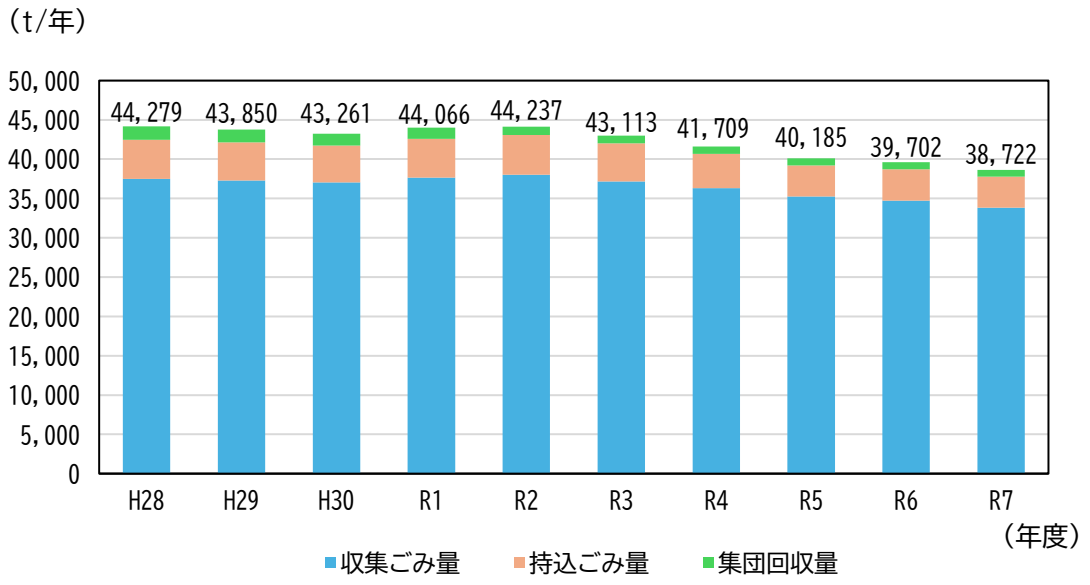


図 ２-２　ごみ総排出量の実績

（イ）１人１日あたりのごみ排出量の比較

１人１日あたりのごみ排出量の全国平均、東京都平均との比較は、表 2-7 及び図 2-3 に示すとおりです。

全国平均及び東京都平均を大幅に下回っており、人口 10 万人以上 50 万人未満の市町村で、本市は、１人１日あたりのごみ排出量の少なさが、令和４年度から令和６年度まで３年連続で【全国１位】となりました。

表 2-7　１人１日あたりのごみ排出量の比較

単位：g/人・日

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
全国	925	920	919	919	901	890	880	851	839	－
東京都	897	888	875	871	839	829	821	795	781	－
日野市	664 (639)	654 (630)	642 (620)	649 (628)	650 (635)	631 (616)	610 (596)	586 (573)	578 (566)	561 (549)

※()内は集団回収量を除いた値です。

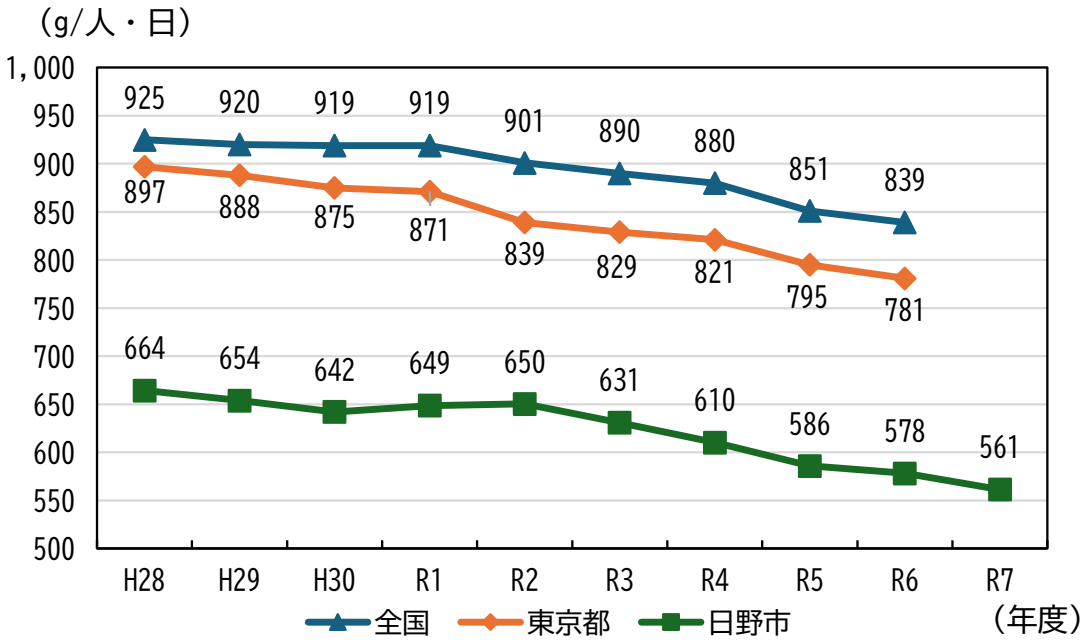


図 2-3　１人１日あたりのごみ排出量の比較

（ウ）家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量

家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量の実績は、表 2-8及び図 2-4に示すとおりです。

家庭系ごみ量は、令和２年度までほぼ横ばいで推移していましたが、令和３年度以降減少傾向にあり、令和７年度は35,556tと、平成28年度比で約14%減少しています。

家庭系ごみの着実な削減が進む一方で、事業系ごみの排出量は年間3,000t～3,700t程度の間で増減を繰り返しています。この結果、ごみ総排出量に占める事業系ごみの割合は長期的上昇傾向にあり、平成28年度の6.9%から令和７年度には8.2%へと上昇しています。

表 2-8　家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量の実績

	単位	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
家庭系ごみ量	t/年	41,235	40,745	40,075	40,502	40,548	39,509	38,379	37,026	36,536	35,556
事業系ごみ量	t/年	3,044	3,105	3,186	3,564	3,689	3,604	3,330	3,159	3,166	3,166
ごみ総排出量	t/年	44,279	43,850	43,261	44,066	44,237	43,113	41,709	40,185	39,702	38,722
ごみ総排出量に占める事業系ごみの割合	%	6.9	7.1	7.4	8.1	8.3	8.4	8.0	7.9	8.0	8.2

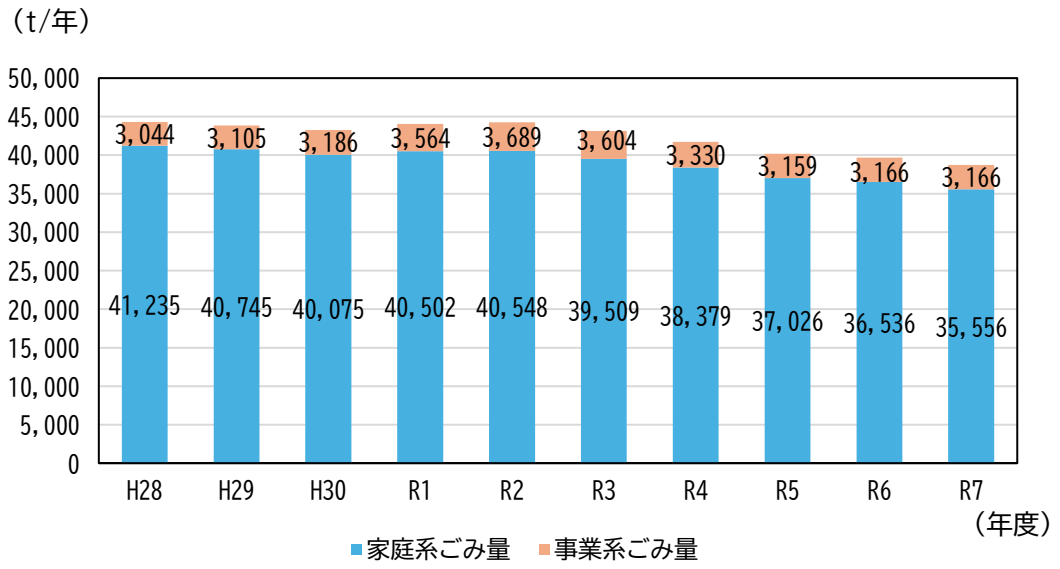


図 2-4　家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量の実績

（2）ごみ組成分析

令和８年５月に、「家庭系可燃ごみ」、「家庭系不燃ごみ」、「家庭系プラスチック類ごみ」を対象に、ごみ組成分析調査を実施しました。平成 27 年７月の第３次日野市ごみゼロプランの策定時に実施したごみ組成分析調査結果（以下「前回調査」という。）との比較を以下に示します。

（ア）家庭系可燃ごみ

家庭系可燃ごみの調査結果は、図 ２-５に示すとおりです。

前回調査と比較すると、「厨芥類」（生ごみ）や「プラスチック類」の割合が減少しています。これは、市民の食品ロス削減・生ごみ減量に対する意識向上や取り組みの実施、令和２年度に導入したプラスチック類の分別回収・資源化による効果と考えられます。

一方で、可燃ごみの中には依然として資源化が可能な紙類（雑紙等）やプラスチック類が一定程度混入していることから、今後も更なる分別の徹底及び発生抑制に向けた周知・啓発を強化していく必要があります。

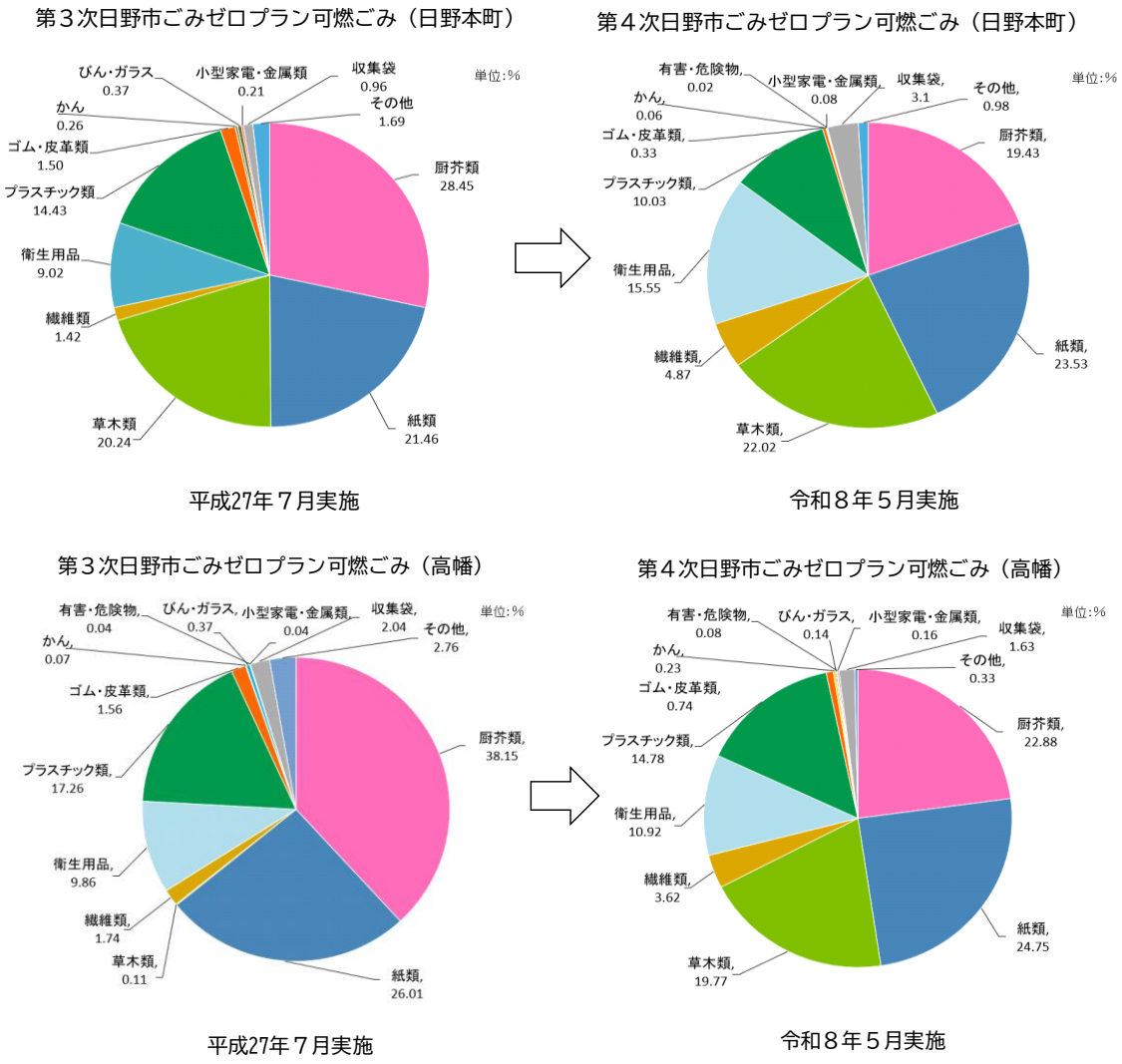


図 ２-５　家庭系可燃ごみの調査結果

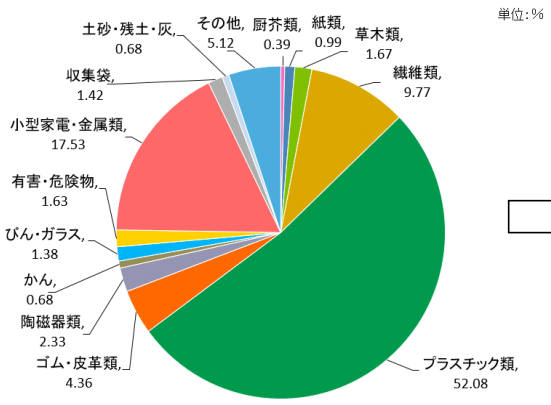
（イ）家庭系不燃ごみ

家庭系不燃ごみの調査結果は、図 2－6に示すとおりです。

前回調査と比較すると、「プラスチック類」の割合が大幅に減少しています。これは、令和２年度に導入したプラスチック類ごみの分別収集・資源化が定着した成果と考えられます。

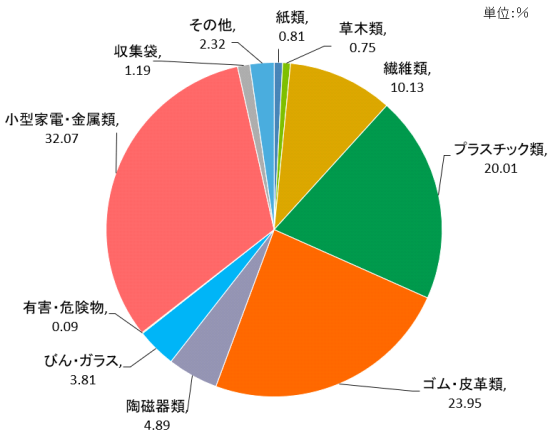
一方、「ゴム・皮革類」や「小型家電・金属類」が占める割合が大幅に増加しています。特に、小型家電や金属類の中には、さらなる資源化が可能な品目や適正排出が必要なものが含まれているため、市民への適正な排出方法・回収ルートに関する周知及び啓発を継続して強化する必要があります。

第３次日野市ごみゼロプラン不燃ごみ（南平）



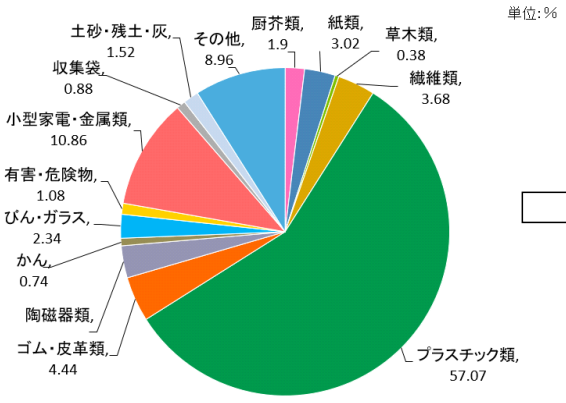
平成27年７月実施

第４次日野市ごみゼロプラン不燃ごみ（南平）



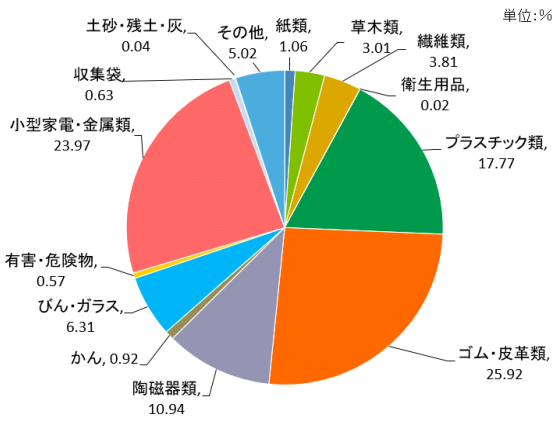
令和８年５月実施

第３次日野市ごみゼロプラン不燃ごみ（多摩平）



平成27年７月実施

第４次日野市ごみゼロプラン不燃ごみ（多摩平）



令和８年５月実施

図 2－6　家庭系不燃ごみの調査結果

（ウ）家庭系プラスチック類ごみ

家庭系プラスチック類ごみの調査結果は、図 2-7 に示すとおりです。なお、前回調査時はプラスチック類ごみの分別収集を実施していなかったため、今回が初の調査となります。

調査結果によると、排出品目の９割以上を「プラスチック類」が占める結果となっています。プラスチック類ごみの分別収集の実施に伴い、プラスチック類ごみとしての適正な分別が概ね定着している状況が伺えます。

内訳としては、「その他プラ容器（汚れなし）」が大半を占めている一方で、「その他プラ容器（汚れあり）」も一定割合混入していることが確認されました。汚れが付着したプラスチック類は、悪臭や虫の発生原因となるだけでなく、再生プラスチックの品質低下につながるため、汚れを取り除いてから排出する基準や分別の判断ポイントについて、市民へのより一層の周知・啓発に取り組む必要があります。

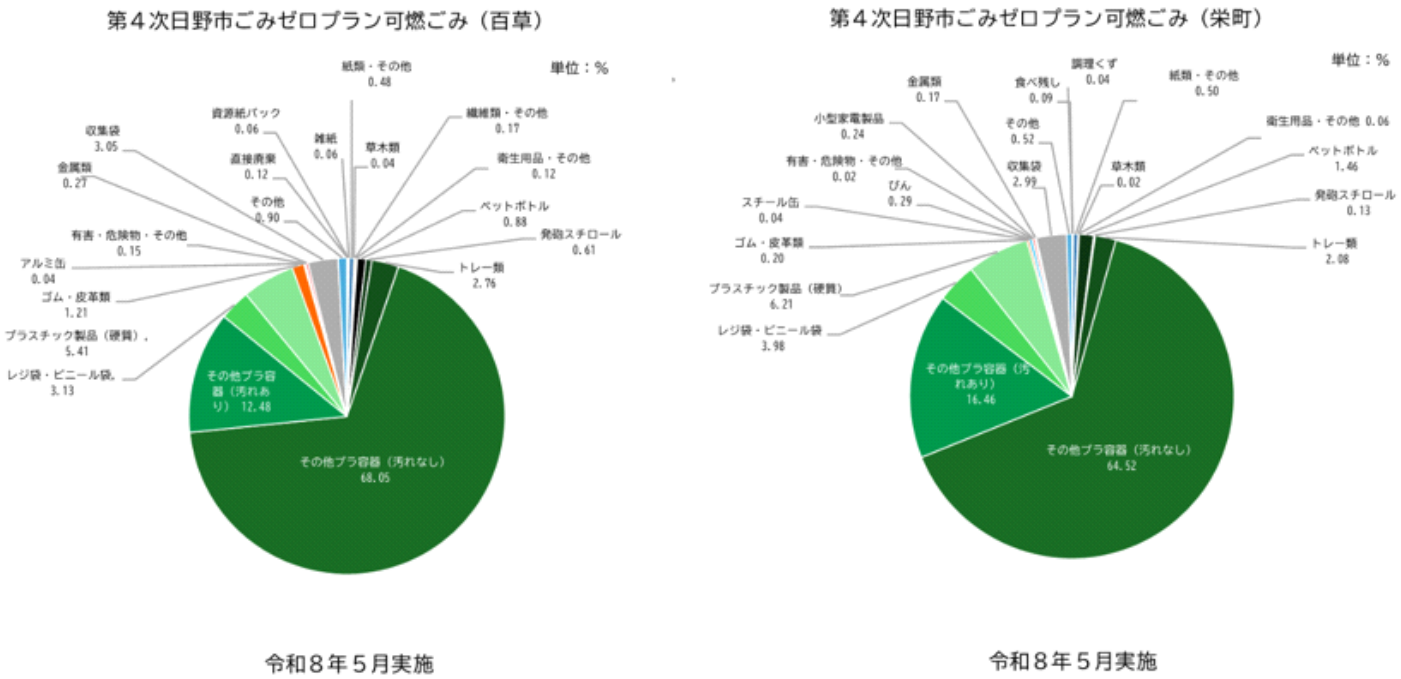


図 2-7　家庭系プラスチック類ごみの調査結果

（3）中間処理[4]

（ア）焼却処理量

焼却処理量の実績は、表 2-9及び図 2-8に示すとおりです。

焼却処理量は、平成30年度まで減少傾向にありましたが、令和元年度に増加に転じ、以降再び減少傾向にあります。令和7年度における焼却処理量は27,316tと、平成28年度比で約18%減少しています。

表 2-9 焼却処理量の実績

単位：t/年

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
焼却処理量	33,147	32,860	32,781	33,074	29,707	30,753	29,532	28,923	28,623	27,316

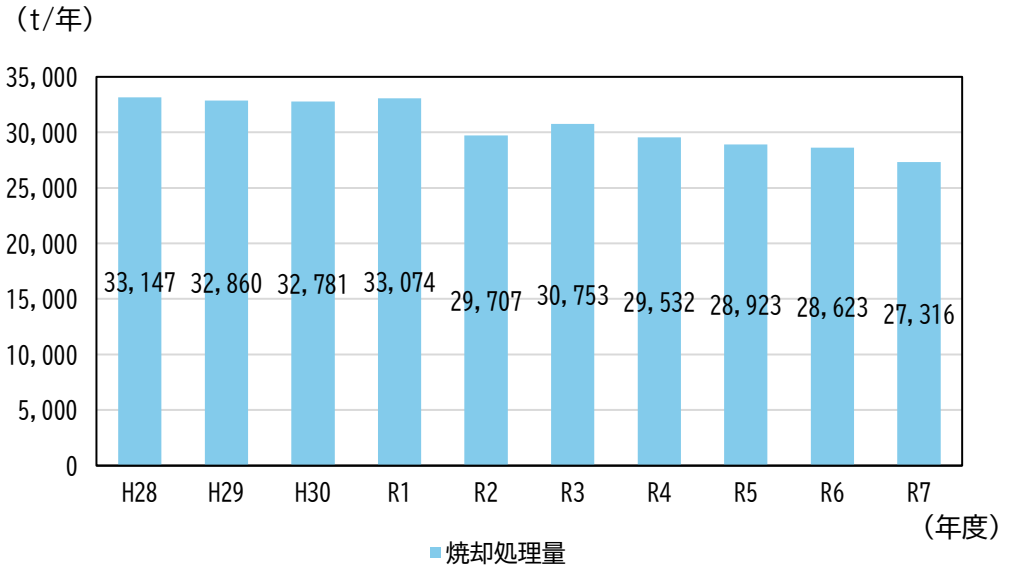


図 2-8 焼却処理量の実績

[4] 中間処理：焼却、破砕、選別等により、ごみの体積や重量をできるだけ減らす、またはリサイクル可能な状態にすること。

（イ）可燃ごみ処理施設のごみ質分析結果

浅川清流環境組合の可燃ごみ処理施設では、ごみピットの可燃ごみを対象にごみ質の調査を行っています。

可燃ごみ処理施設におけるごみ質分析結果は、表 2-１０に示すとおりです。

令和７年度の種類別割合は、紙類（35.0%）とプラスチック類（22.0%）で合計57.0%を占めています。また、草木類、厨芥類、布類も10%以上となっています。

令和７年度の低位発熱量[5]は1,800kcalと標準的な水準であり、安定した燃焼処理や効率的な発電・余熱利用に適した性状となっています。

表 2-１０　可燃ごみ処理施設のごみ質分析結果(乾ベース)(各年平均)

			H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
種類	紙類	%	32.3	28.6	32.7	29.2	42.9	39.8	39.6	40.2	39.9	35.0
	厨芥類	%	10.8	12.9	10.4	10.6	26.7	17.0	23.7	11.7	12.4	11.1
	布類	%	4.6	6.1	3.8	4.0	4.5	9.9	6.2	7.9	9.0	10.7
	草木類	%	7.7	4.3	10.4	7.2	4.0	6.4	5.4	10.5	9.3	12.5
	プラスチック類	%	32.4	36.2	36.5	38.7	16.9	19.9	21.1	22.3	22.3	22.0
	ゴム・皮革類	%	1.9	2.1	0.8	3.0	2.1	2.1	1.4	1.3	1.4	1.6
	その他類	%	4.6	5.1	3.9	4.4	0.9	2.2	1.5	3.5	1.7	2.5
	金属類	%	1.6	1.2	1.0	1.9	1.1	0.6	1.0	2.0	2.7	2.6
	ガラス類	%	0.6	0.5	0.4	0.3	0.1	0.1	0.1	0.2	0.6	1.2
	セトモノ・石・砂類	%	3.6	3.0	0.2	0.7	0.8	2.0	0.1	0.4	0.6	0.8
	計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
三成分	水分	%	35.5	42.7	41.9	40.3	58.8	52.6	54.2	47.3	52.0	46.8
	灰分	%	10.8	9.4	7.1	7.6	4.1	5.3	4.7	5.7	5.8	7.1
	可燃分	%	53.7	47.9	51.0	52.1	37.1	42.1	41.2	47.0	42.3	46.1
	計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
低位発熱量（計算値）		kcal/kg	2,210.0	1,900.0	2,050.0	2,110.0	1,320.0	1,580.0	1,530.0	1,830.0	1,590.0	1,800.0
		KJ/kg	9,200.0	7,950.0	8,550.0	8,810.0	5,520.0	6,610.0	6,400.0	7,660.0	6,660.0	7,510.0
単位容積あたり重量		kg/m³	143.8	135.0	153.5	149.0	214.3	147.8	171.8	171.0	175.3	165.5
単位容積あたり重量		kg/L	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2

[5] 低位発熱量：ごみを燃やしたときに発生する熱量のうち、ごみに含まれる水分や燃焼で生じた水蒸気が蒸発する際に失われる熱量を差し引き、施設で実際に回収・利用できる実質的な熱量のこと。

（ウ）資源化量

資源化量の実績は、表 2-11及び図 2-9に示すとおりです。

令和７年度における総資源化量は 14,053t となっています。

総資源化量は、令和２年度以降大幅に増加しています。これは、令和２年１月よりプラスチック類ごみの分別収集・資源化を導入し、同年４月に竣工したプラスチック類資源化施設で処理を開始したことで、処理施設資源化量が増加したためです。

可燃ごみ処理施設で発生した焼却残渣（焼却灰）は、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設において全量エコセメント化による資源化が行われていますが、可燃ごみ削減等に伴う焼却処理量の減少により、令和７年度のエコセメント化量は、平成 28 年度比で約半減しています。

表 2-11　資源化量の実績

単位：t/年

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
直接資源化量	8,957	8,935	8,732	8,952	9,679	9,276	9,018	8,517	8,369	7,980
処理施設資源化量	757	706	535	916	3,308	3,312	3,181	3,030	3,066	2,876
焼却鉄資源化量	268	286	307	410	359	367	317	234	234	232
エコセメント化量	3,775	3,740	3,653	3,468	2,924	2,589	2,175	1,974	2,093	2,118
集団回収量	1,698	1,625	1,517	1,425	1,061	1,006	946	881	876	847
総資源化量	15,455	15,292	14,744	15,171	17,331	16,550	15,637	14,636	14,638	14,053

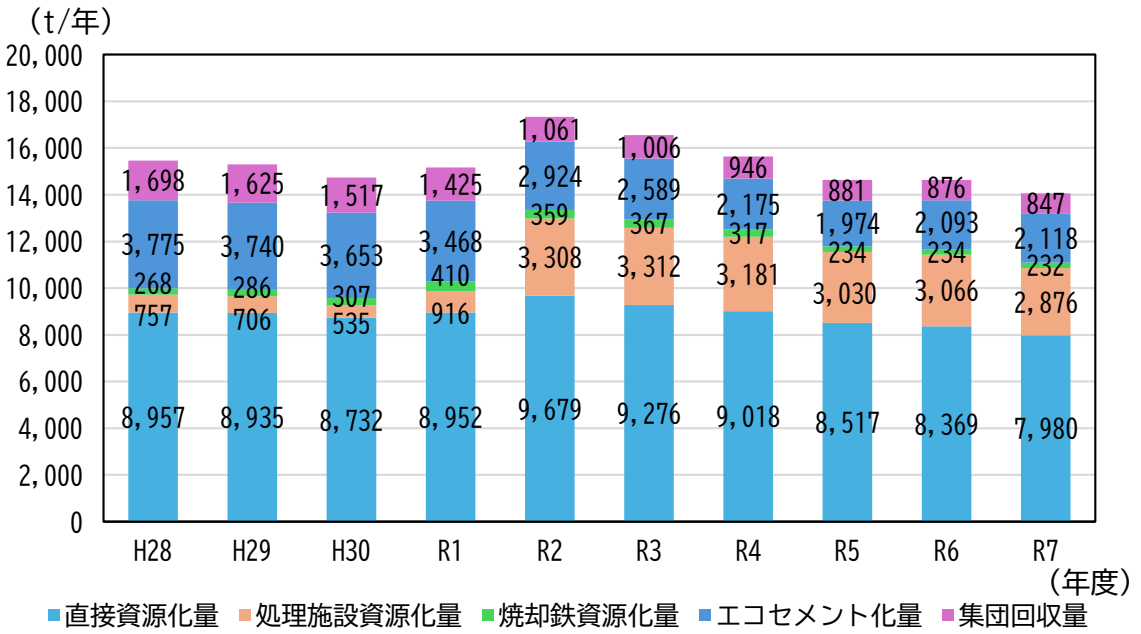


図 2-9　資源化量の実績

（エ）総資源化率

本市の総資源化率及び全国平均、東京都平均との比較結果は、表 ２-１２及び図 ２-１０に示すとおりです。

本市の総資源化率は、プラスチック類ごみの分別回収・資源化を導入した令和２年度をピークに減少傾向にあり、令和７年度の総資源化率は 36.3%となっています。

全国平均や東京都平均と比較すると、大幅に高い水準を維持しており、令和６年度においては、全国平均と比べて約 18%、東京都平均と比べて約 12%上回っています。

表 ２-１２　総資源化率の実績

単位：%

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
全国	20.3	20.2	19.9	19.6	20.0	19.9	19.6	19.5	19.3	－
東京都	22.1	21.9	21.6	22.3	24.2	24.4	23.9	24.9	25.1	－
日野市	34.9	34.9	34.1	34.4	39.2	38.4	37.5	36.4	36.9	36.3

※総資源化率の算出式：(総資源化量÷総排出量)×100

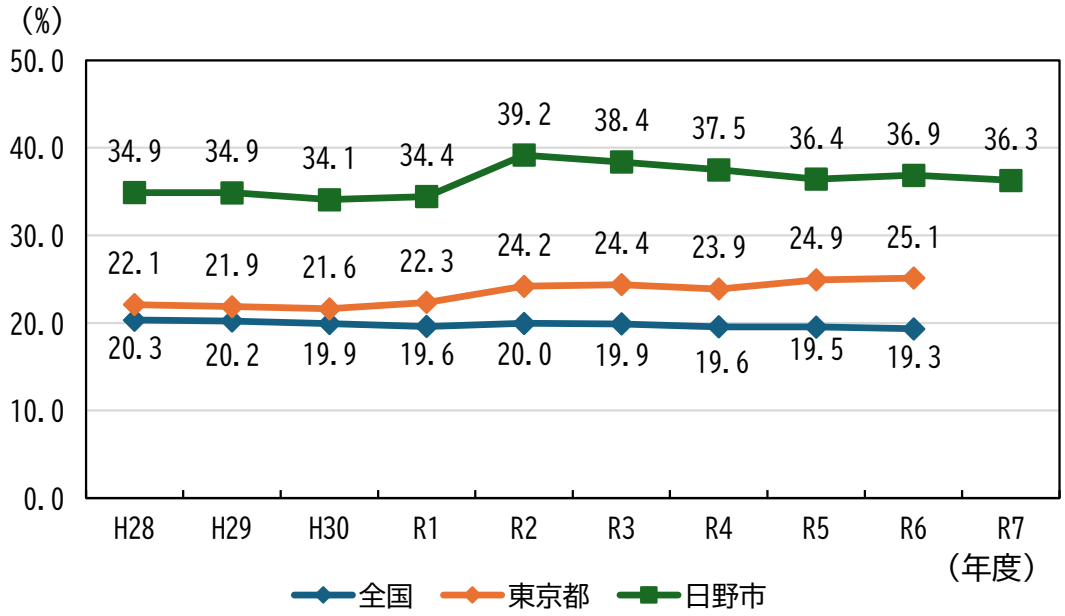


図 ２-１０　総資源化率の実績

（オ）各品目の資源化量の推移

各品目の資源化量の推移は図 ２-１１に示すとおりです。

平成 28 年度から令和７年度の資源化量の推移をみると、令和２年１月よりプラスチック類の分別収集・資源化を開始したことにより「プラスチック類」が急増し、その後も高い水準で推移しています。一方、「雑誌・雑紙類」や「新聞」などの紙類及び「焼却残灰」は大幅な減少傾向を示しています。「ペットボトル」や「段ボール」をはじめとするその他の資源物は一定推移しています。

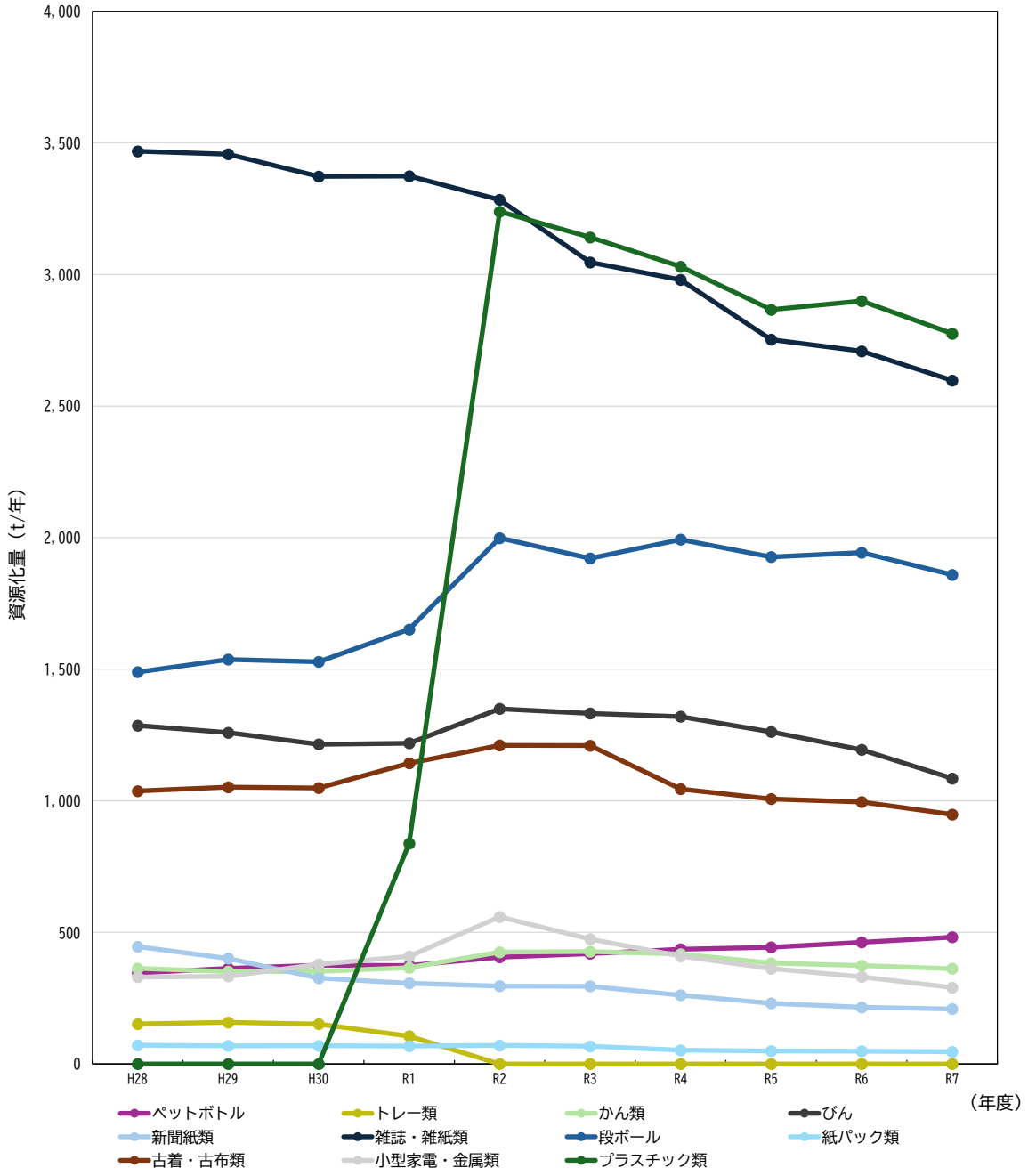


図　2-１１　各品目の資源化量の推移

(4) 最終処分量

可燃ごみの焼却過程で発生する焼却残渣（焼却灰等）は、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設へ搬入し、全量をエコセメントとして再資源化しています。また、不燃残渣についても、平成 28 年度に資源化を開始して以降、二ツ塚最終処分場には搬入していません。これにより、本市の最終処分量は、平成 28 年度に０ｔとなって以降、令和７年度まで埋立ゼロを継続して維持・達成しています。

(5) ごみ処理経費

ごみ処理経費の実績は、表 2-１３に示すとおりです。

平成 28 年度から令和元年度にかけては、プラスチック類資源化施設の整備や、浅川清流環境組合における可燃ごみ処理施設の整備事業が実施されたため、建設・改良費が増大しましたが、整備完了以降は大幅に減少しています。

処理及び維持管理費等の経費については、浅川清流環境組合での可燃ごみ共同処理へ移行したことに伴い、令和４年度以降処理費が大きく減少し、その分組合分担金が増加しています。

経費全体の合計額は、おおむね横ばいで推移しています。

表 2-１３　ごみ処理経費

単位：千円

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
(1)建設・改良費	209,763	309,331	1,349,100	2,966,634	230,855	164,192	1,034	1,001	1,337	8,860
工事費	160,522	248,929	1,201,678	2,779,973	195,096	157,843	1,034	0	0	0
収集運搬施設	138,112	227,329	1,189,042	2,763,125	0	0	0	0	0	0
中間処理施設	22,410	21,600	12,636	16,848	0	0	0	0	0	0
最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	195,096	157,843	1,034	0	0	0
調査費	6,577	0	0	0	0	0	0	1,001	0	0
（建設改良費組合分担金）	42,664	60,402	147,422	186,661	35,759	6,349	0	0	1,337	8,860
(2)処理及び維持管理費	2,251,104	2,295,480	2,032,219	2,129,875	2,349,505	2,368,988	2,063,039	2,354,927	2,483,516	1,653,189
人件費	187,143	167,326	168,138	164,430	158,365	139,879	142,558	157,160	185,112	134,045
一般職	136,104	117,128	117,697	118,755	50,010	117,793	120,049	132,346	161,973	112,880
収集運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中間処理	51,039	50,198	50,441	45,675	108,355	22,086	15,006	16,543	15,426	14,110
最終処分	0	0	0	0	0	0	7,503	8,271	7,713	7,055
処理費	410,277	442,333	144,189	231,695	235,986	295,230	76,617	64,578	75,207	64,729
収集運搬費	0	0	0	0	20,911	0	0	0	0	0
中間処理費	410,277	442,333	144,189	231,695	205,139	295,230	76,617	64,578	75,207	64,729
最終処分費	0	0	0	0	9,936	0	0	0	0	0
車両等購入費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託費	1,237,371	1,247,090	1,274,348	1,272,066	1,332,628	1,316,229	1,196,488	1,271,843	1,371,751	1,453,150
収集運搬費	956,553	966,958	985,301	996,544	996,782	1,194,388	1,048,988	1,155,554	1,260,155	1,318,211
中間処理費	280,818	280,132	289,047	275,522	324,642	111,035	139,540	108,793	104,017	127,431
最終処分費	0	0	0	0	11,204	10,806	7,960	7,496	7,579	7,508
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
（組合分担金）	404,112	426,001	430,911	448,996	614,155	606,320	641,004	860,378	850,346	0
調査研究費	12,201	12,730	14,633	12,688	8,371	11,330	6,372	968	1,100	1,265
(3)その他	279,610	274,713	485,420	361,966	48,344	86,566	48,647	40,438	31,874	31,547
合計（=(1)+(2)+(3)）	2,740,477	2,879,524	3,866,739	5,458,475	2,628,704	2,619,746	2,112,720	2,396,366	2,516,727	1,693,596
合計（=(2)+(3)）(※(1)除く)	2,530,714	2,570,193	2,517,639	2,491,841	2,397,849	2,455,554	2,111,686	2,395,365	2,515,390	1,684,736

（6）類似自治体との比較・評価（市町村一般廃棄物処理システム比較分析）

環境省の一般廃棄物処理実態調査結果及び市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールに基づき、本市のごみ処理状況について、本市の類似自治体 39 自治体と比較し、相対的に評価しました。なお、環境省の実態調査結果において公表されている最新実績が令和６年度であるため、本評価における評価対象年度は令和６年度とします。

一般廃棄物処理システム評価項目（指標）を表 2-１４に示します。

表 2-１４　一般廃棄物処理システム評価項目

評価項目	算出方法	指数化方法	指数の見方
1人1日あたりのごみ総排出量	総排出量/計画収集人口/365	{1-(実績値-平均値)/平均値}×100	指数が大きくなるほどごみ排出量は少なくなる
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	（家庭系ごみ排出量＋集団回収量）/計画収集人口/365	{1-(実績値-平均値)/平均値}×100	指数が大きくなるほどごみ排出量は少なくなる
資源化率	資源化量/総排出量×100	実績値/平均値×100	指数が大きくなるほど資源化率は高くなる
廃棄物のうち最終処分される割合	最終処分量/総排出量×100	{1-(実績値-平均値)/平均値}×100	指数が大きくなるほど廃棄物のうち最終処分される割合は低くなる
人口1人あたりのごみ処理及び維持管理費	(処理費+委託費+人件費)/計画収集人口	{1-(実績値-平均値)/平均値}×100	指数が大きくなるほど1人あたりの年間処理経費は少なくなる

以下に類似自治体の概要、各評価項目の計算結果を表 2-１５に示します。

・都市形態：都市（政令市以外の市）

・人口区分：Ⅳ（人口 15 万人以上）

・産業構造：３（Ⅱ次+Ⅲ次就業人口 95%以上かつⅢ次就業人口 65%以上）

※類似自治体（39 自治体）は、「類似団体別市町村財政指数表（総務省）」の分類基準に基づき、市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールにより上記３条件の全てに該当する自治体を抽出したものです。

表 2-15　各評価項目の計算結果（本市及び類似自治体）

都道府県	市町村名	人口 （人）	1人1日あたりごみ総排出量 （g/人･日）	1人1日あたり家庭系ごみ排出量 （g/人･日）	資源化率(RDF･セメント原料化を除く) （%）	廃棄物のうち最終処分される割合 （%）	1人当たり年間処理経費 （円/人･年）
東京都	**東京都日野市**	**188,244**	**578**	**519**	**32%**	**0%**	**14,515**
北海道	北海道釧路市	154,991	1,077	740	17%	12%	16,750
北海道	北海道苫小牧市	165,758	1,089	582	31%	13%	13,053
茨城県	茨城県ひたちなか市	154,878	922	582	14%	3%	8,688
埼玉県	埼玉県上尾市	230,123	713	618	16%	9%	16,918
埼玉県	埼玉県新座市	166,407	708	564	25%	4%	12,337
埼玉県	埼玉県久喜市	150,706	767	611	25%	2%	14,903
千葉県	千葉県市川市	494,824	721	546	21%	7%	12,535
千葉県	千葉県松戸市	500,082	719	536	24%	7%	11,432
千葉県	千葉県野田市	153,533	667	528	21%	5%	11,732
千葉県	千葉県佐倉市	169,656	753	614	18%	3%	10,600
千葉県	千葉県習志野市	175,009	777	563	19%	3%	15,522
千葉県	千葉県市原市	267,336	844	645	17%	6%	12,475
千葉県	千葉県流山市	212,203	723	556	25%	2%	11,433
千葉県	千葉県八千代市	206,540	712	562	15%	5%	15,029
千葉県	千葉県浦安市	171,355	916	561	17%	5%	17,116
東京都	東京都立川市	186,241	684	538	32%	0%	18,058
東京都	東京都三鷹市	190,593	642	551	27%	0%	14,573
東京都	東京都府中市	261,080	626	530	30%	0%	15,951
東京都	東京都調布市	239,580	664	573	29%	0%	16,165
東京都	東京都町田市	430,497	708	595	23%	0%	14,790
東京都	東京都小平市	196,791	624	568	28%	1%	16,205
東京都	東京都東村山市	151,872	632	564	36%	0%	15,026
東京都	東京都西東京市	206,073	617	534	34%	0%	17,076
神奈川県	神奈川県鎌倉市	174,559	836	615	60%	0%	22,917
神奈川県	神奈川県藤沢市	443,757	747	577	29%	0%	15,935
神奈川県	神奈川県秦野市	160,656	747	613	31%	2%	14,374
富山県	富山県高岡市	162,851	919	522	19%	11%	10,274
岐阜県	岐阜県大垣市	154,536	853	510	18%	5%	15,269
三重県	三重県津市	267,001	967	712	19%	2%	19,606
三重県	三重県松阪市	156,325	908	665	10%	13%	10,519
京都府	京都府宇治市	179,860	700	543	20%	15%	12,149
大阪府	大阪府和泉市	182,104	784	519	12%	10%	12,001
兵庫県	兵庫県伊丹市	200,507	779	494	17%	11%	9,014
兵庫県	兵庫県川西市	153,026	785	567	24%	2%	17,352
広島県	広島県東広島市	190,497	875	487	18%	0%	14,804
山口県	山口県宇部市	156,704	939	601	9%	8%	14,157
山口県	山口県山口市	186,240	976	619	14%	4%	15,779
徳島県	徳島県徳島市	245,194	927	633	13%	17%	18,225
類似自治体の平均値			785	576	23%	5%	14,494
類似自治体の最大値			1,089	740	60%	17%	22,917
類似自治体の最小値			578	487	9%	0%	8,688

※本市の数値は２．１．２　(1) ごみ排出量及び２．１．２　(3) 中間処理に示す値
※平均値は本市を除いた類似自治体の値

［資料：環境省一般廃棄物処理実態調査結果（令和６年度実績）］

表 2-16　数値の比較

評価項目	各数値	類似自治体との平均値（表 2-15）との比較結果
1人1日あたりの ごみ総排出量	本　市：　578 g/人・日 平均値：　785 g/人・日	・平均値と比較して 207 g 少ない。
1人1日あたりの 家庭系ごみ排出量	本　市：　519 g/人・日 平均値：　576 g/人・日	・平均値と比較して 57 g 少ない。
資源化率 (RDF・セメント原料化除く)	本　市：　32% 平均値：　23%	・平均値と比較して９ポイント高い。
廃棄物のうち 最終処分される割合	本　市：　０% 平均値：　５%	・平均値と比較して５ポイント低い。
人口１人あたりの ごみ処理及び維持管理費	本　市：14,515 円/人・年 平均値：14,494 円/人・年	・平均値と比較して 21 円高い。

本市のごみ処理に係る指標と類似自治体の平均値（指標 100）を比較した一般廃棄物処理システム比較分析結果を図 2-１２に示します。

本市は、類似自治体の平均値（指標 100）と比較して、「１人あたり年間処理経費」については、ほぼ同水準となっていますが、それ以外の指標（「１人１日あたりのごみ総排出量」、「1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量」、「資源化率」及び「廃棄物のうち最終処分される割合」）は、平均値を上回っており、本市のごみ処理は、類似自治体と比較して良好な状況にあると評価されます。

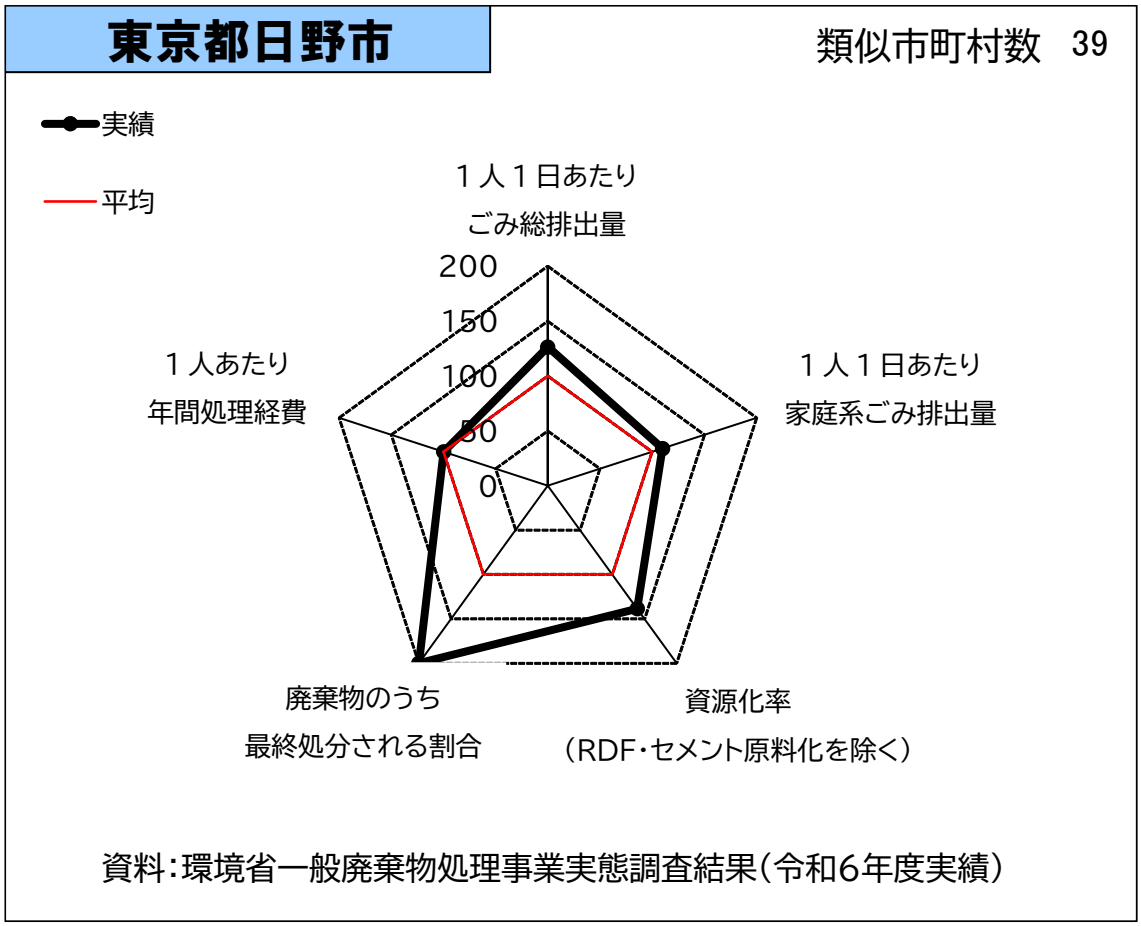
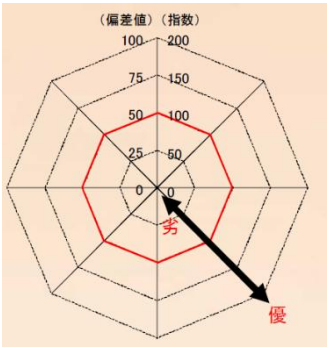


図 2-１２　一般廃棄物処理システム比較分析結果（本市）

※チャートグラフの見方
○「1 人 1 日あたりごみ総排出量」に関するチャートグラフの値：
　指標が大きいほど１人１日あたりのごみの総排出量が「少ない」。
○「1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量」に関するチャートグラフの値：
　指標が大きいほど１人１日あたりの家庭系ごみ排出量が「少ない」。
○「資源化率」に関するチャートグラフの値：
　指標が大きいほど資源化している割合が「多い」。
○「廃棄物のうち最終処分される割合」に関するチャートグラフの値：
　指標が大きいほど最終処分量が「少ない」。
○「人口１人あたり年間処理経費」に関するチャートグラフの値：
　指標が大きいほど人口１人あたりの年間ごみ処理経費が「少ない」。



(7) 東京都内市町村の動向

本市は、１人１日あたりのごみ排出量が 578g で、東京都内市区町村（島しょ地域を除く。）の中で最も少ない自治体です。特に、１人１日あたりの事業系ごみ排出量は 46g と、都内で最も低い数値となっており、事業系ごみの減量が進んでいます。リサイクル率も 36.9％と、都平均（25.1％）及び 23 区平均（21.5％）を大幅に上回っています。

表 2-１７　東京都内市町村のごみ排出量及び処理量

市区町村名	１人１日あたりの排出量				ごみ処理量	リサイクル率	最終処分量
	合計 (g/人日)	生活系ごみ (g/人日)	家庭系ごみ (g/人日)	事業系ごみ (g/人日)	直接焼却量 (t)	(%)	(t)
合計	781	586	436	195	3,039,627	25.1	171,820
東京都 23 区	827	590	454	237	2,345,164	21.5	168,629
八王子市	691	583	415	108	100,316	33.4	0
立川市	684	538	347	145	30,248	38.8	0
武蔵野市	743	620	408	123	26,475	36.6	0
三鷹市	642	551	346	90	28,104	34.5	0
青梅市	771	661	473	111	25,110	32.7	0
府中市	626	530	345	96	36,816	37.1	0
昭島市	695	579	412	116	19,496	36.3	0
調布市	664	573	355	91	35,234	36.1	0
町田市	708	595	451	114	78,285	31.1	0
小金井市	594	543	344	51	13,820	47.2	35
小平市	624	568	402	56	30,106	35.9	557
日野市	**578**	**519**	**355**	**46**	**24,563**	**36.9**	**0**
東村山市	632	564	384	68	21,832	42.3	0
国分寺市	634	575	310	59	14,980	49.1	0
国立市	664	549	374	115	12,430	35.4	0
福生市	705	626	439	79	9,750	33.8	0
狛江市	627	555	378	72	12,291	31.6	0
東大和市	607	543	395	64	13,278	34.7	0
清瀬市	651	551	377	99	11,354	37.1	0
東久留米市	726	597	370	129	18,954	35.9	0
武蔵村山市	665	580	420	85	12,111	33.1	0
多摩市	694	572	413	122	26,546	33.7	0
稲城市	674	575	409	99	15,947	34.3	0
羽村市	747	633	431	114	9,891	32.8	0
あきる野市	787	639	490	148	17,731	27.1	776
西東京市	617	534	339	83	27,622	40.7	0
瑞穂町	868	692	495	176	7,153	30.4	0
日の出町	830	714	567	116	3,777	23.5	175
檜原村	1,011	1,011	840	0	593	20.0	26
奥多摩町	959	959	765	0	1,169	23.3	0

※生活系ごみ：(生活系ごみ搬入量+集団回収量)*10^6/総人口/365
※家庭系ごみ：(生活系ごみ-集団回収量-生活系直接搬入ごみ[資源ごみ]-資源ごみ収集量)*10^6/総人口/365)
※リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)*100
※本市の数値は２．１．２ (1) ごみ排出量及び２．１．２ (3) 中間処理に示す値

［資料：環境省一般廃棄物処理実態調査結果（令和６年度調査結果）］

２.１.３　計画の評価

(1) 第３次改定プランの数値目標の達成状況

第３次改定プランの数値目標の達成状況は、表 ２-１８のとおりです。

令和７年度の１人１日あたりのごみ排出量は 549g となっており、令和８年度の目標を前倒しで達成しています。また、最終処分量についても、平成 28 年度以降継続して「埋立量ゼロ」を達成しています。

一方、総資源化率は 36.3%にとどまっており、令和８年度目標達成は困難な見通しです。加えて、焼却処理量は 27,316t となっており、目標値の達成にはさらに約 1,300t の削減が必要な状況です。

表 ２-１８　数値目標の達成状況

数値目標				進捗状況		達成見込み
内容	プラン策定時（平成 27 年度）	中間目標年度（令和３年度）	計画目標年度（令和８年度）	令和３年度	令和７年度	令和８年度
１人１日あたりのごみ排出量	648g/人・日	590g/人・日	550g/人・日	616g/人・日	549g/人・日	○
焼却処理量	33,138t	28,000t	26,000t	30,173t	27,316t	△
最終処分量	17t/年	0t/年	0t/年	0t/年	0t/年	○
（総資源化率）※参考値	35.3%	42.0%	45.0%	38.4%	36.3%	×

○：達成見込み　△：要注視　×：達成困難な見込み

※1 人 1 日あたりのごみ排出量には、集団回収量は含んでいません
※総資源化率は、令和５年３月の中間検証及び改定プランより参考値扱い

(2) 第３次改定プランの施策の進捗状況

第３次改定プランの数値目標の達成に向けた施策展開の進捗状況は、表 ２-１９のとおりです。

表 2-19　第３次改定プランの施策の進捗状況（1）

章	節	項	施策	新規または継続・強化	施策名	実施状況	指標			進捗状況		指標の達成見込み	今後の方向性
							内容	令和3年度	令和8年度	令和3年度	令和7年度		
4	**1**		**ごみの更なる減量**										
4	1	1	大量消費・大量生産型のライフスタイルからの転換										
4	1	1	①	【継続・強化】	容器包装お返し大作戦・販売店回収の強化	・「容器包装お返し大作戦！」の参加回収店は、平成27年度の20店舗から令和７年度22店舗に拡大した。新規店舗が建設される場合は開発協議の中で参加を依頼する仕組みを整備した。 ・店舗の敷地面積が狭い場合、回収品目の置き場が確保できない等の店舗ごとの事情があるため、同系列の店舗であっても回収品目が異なっている状況がある。 ・主要な新聞は販売店回収を実施中。新聞発行部数の減少等により、新聞排出量は減少傾向にある。令和7年度の行政回収量は平成28年度との比較で約半減した。回収量は行政回収より集団回収の方が上回っている。 ・新型コロナウイルス感染症の流行による在宅時間の増加等により、資源行政回収量は令和2年度に一時的に増加したが、以降は減少傾向にある。	資源の行政回収量	8,800t/年	8,600t/年	9,169t/年	7,945t/年	○	・民間事業者の協力を得ながら、協力店舗を拡大する必要がある。 ・回収品目の拡大等を進める必要性について、検討する必要がある。 ・民間事業者による回収状況を把握し、行政回収から民間回収への移行に必要な施策を検討・推進する。
4	1	1	②	【継続・強化】	レジ袋の削減・指定ごみ袋の工夫	・令和２年１月からのプラスチック類ごみの分別収集開始に伴い、指定ごみ袋のロール化を実施した。（外袋廃止によるプラスチックごみの削減） ・レジ袋の有料化によりマイバッグの利用が拡大した（レジ袋の有料化等を通じて、レジ袋の辞退率は85%前後で推移）。 ・令和２年度に、日野市レジ袋無料配布中止に向けた共同会議の活動は、国の「みんなで減らそうレジ袋チャレンジ」の優秀賞を受賞。共同会議はレジ袋有料化の目標を実現したため解散。 ・更なるレジ袋使用削減に向けて、マイバッグを忘れた時やマイバッグに入りきらない買い物をした時に新たな市の指定ごみ袋（レジごみ袋）をレジ袋代わりに購入してもらいレジ袋を減らす社会実験を明星大学と連携して進め、令和６年４月より本格導入した。	レジ袋辞退率 指定ごみ袋のデザイン見直し	60.0%	70.0%	84.7%	83.4% 見直し実施	○	・市では「プラスチックスマート宣言」を行っており、レジ袋辞退率100%の達成に向けて、さらなる取組を推進していく必要がある。
4	1	1	③	【継続・強化】	リユースの促進	・リサイクルプラザは旧不燃ごみ処理施設を解体した跡地に建設することを検討しているが、厳しい財政状況もあり、解体工事にも着手できない状況にある。 ・リサイクル事務所やひの市民リサイクルショップ回転市場の支援は継続して実施中。 ・イベント等でのリターナブル容器の使用は新型コロナウイルス感染症の流行によりイベントが中止になったことや、イベントを行っても飲食を自粛する傾向があったため、利用機会自体が減少した。	リサイクルプラザの整備	検討	整備	未検討	未整備	×	・旧不燃ごみ処理施設について、速やかに解体工事を実施することが求められる。 ・リサイクルプラザの整備については、国の財政措置を含む財源や市民のニーズなどを踏まえ、検討する必要がある。 ・既存施設（リサイクル事務所、ジモティースポット日野、ひの市民リサイクルショップ回転市場）の活性化に加え、フリマアプリや不要品交換サイトなど、民間の不要品リユースサービスの積極的な活用についても、引き続き検討していく。 併せて、既存施設の再編についても検討していく。

表 2-20　第３次改定プランの施策の進捗状況（2）

章	節	項	施策	新規または継続・強化	施策名	実施状況	指標			進捗状況		指標の達成見込み	今後の方向性
							内容	令和3年度	令和8年度	令和3年度	令和7年度		
4	1	1	④	【新規】	ごみの減量意識向上に繋がるシステムの導入検討	・コンビニエンスストアでポイントがたまるペットボトル回収の仕組みの構築を進めたが、事業者との協議が難航し、実施には至っていない。 ・事業者が主体的に環境に配慮した活動を実施している状況を踏まえ、事業者の新たな取り組みをごみ情報誌「エコー」等で取り上げることで、事業者の活動を後押ししている。	新システムの導入	段階的な導入	段階的な導入	検討	導入に至らず（民間主体で実施中）	×	市によるシステム導入には至らなかったものの、各事業者が主体となって、独自ポイントを活用した制度の導入などに取り組んでいる状況にある。 今後は、事業者の取組を「エコー」等の広報媒体で取り上げ、事業者による主体的な活動を後押ししていく。
4	1	1	⑤	【継続・強化】	推進体制の強化	・新型コロナウイルス感染症拡大により会議の設置が難しい状況があったが、令和３年11月にごみ減量・リサイクル等推進協議会を設置した。委員構成については幅広い世代が参加できる仕組みを構築した。 ・市民活動、地域活動、商工会等には地域協働課や産業振興課等により支援を行っている。ごみゼロ推進課ではダンボールコンポスト講習会等のPRを行っている。	新会議体の整備	新会議体検討	活動の実施	ごみ減量・リサイクル等推進協議会を設置	ごみゼロプランの施策の検討等実施	○	協議会の活動を継続しつつ、役割の明確化を図る。
4	1	1	⑥	【継続・強化】	拡大生産者責任の徹底に向けた働きかけ	・令和２年７月にレジ袋の有料化が実施された。 ・国や業界団体に対して、周辺自治体や都等と連携しながら、拡大生産者責任に対する意見、要望の発信をしている。 ・事業者もプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に基づく対応を行うほか、従来、使い捨てされていた洗剤やシャンプー等の日用消耗品や食品等の容器や商品パッケージをステンレスやガラス等の耐久性の高いものに変え、繰り返し利用を可能にする新たな商品提供システムを導入する事業者がでてきた。	国や業界団体への働きかけ	方法の検討	意見を発信	要望提出	要望提出	○	市が長年取り組んできたレジ袋の有料化が実現した。拡大生産者責任の徹底については、今後も継続して要望していく。国の動きとは別に、事業者が独自に改善に取り組む動きもあるため、今後の動向を注視していく。
4	1	1	⑦	【継続・強化】	事業系ごみの減量に向けた制度の検討	・延床面積が3,000㎡以上の事業用大規模建築物をもつ事業者からの再利用計画書の提出は継続している。 ・少量排出事業所向けに事業系ごみの出し方を「ごみ・資源分別カレンダー」で周知している。 ・クリーンセンターへの事業系ごみの搬入手数料は42円/ｋｇと多摩地域で高水準を維持している。	事業用大規模建築物の対象拡大	検討	拡大	検討	対象拡大には至らず（制度改善検討中）	×	延床面積の要件を引き下げて対象を拡大することは、中小規模の事業所の負担増につながるため、経済状況等を見極めながら慎重に検討する。併せて、事業系ごみの減量に向け、新たな施策の展開も含めて検討する。
4	1	1	生ごみの更なる減量に向けて										
4	1	2	⑧	【新規】	生ごみの更なる減量に向けた取組み	・「ごみ減量・リサイクル等推進協議会」等で施策の内容の進め方を検討している。 ・発生抑制への取り組みについて３切り運動の推進をごみ情報誌「エコー」等で周知を図っている。 ・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会に参加し、先進市の事例等を検討している。先進市の事例等で良い取り組みはごみ情報誌「エコー」等で周知している。 ・ダンボールコンポスト等の補助や講習会により、生ごみ減量の普及啓発活動を行っている。 ・せせらぎ農園により、生ごみの堆肥化を行い生ごみの減量を行っている。 ・石田環境プラザに常設のフードドライブを設置し、食品ロス削減を推進している。 ・学校給食残渣を民間のたい肥化施設で処理している。	可燃ごみ量	約300t減	約600t減	26,566t 490ｔ減	24,214ｔ 2,842t減	○	可燃ごみ量は確実に減少しているものの、可燃ごみ量と厨芥類量の推移には、明確な相関関係は見受けられない。このため、可燃ごみ量の減少が生ごみの減量によるものとは断定できず、総ごみ排出量の減少や、プラスチック類ごみの分別収集・資源化の開始など、複数の要因が複合的に影響している可能性が高い。 今後は、生ごみの減量・リサイクルの効果を適切に把握できる指標の設定を検討する。さらに、食品ロス削減推進計画の策定を通じて、協議会等で施策を検討し、生ごみの更なる減量を推進していく。

表 2-21　第３次改定プランの施策の進捗状況（3）

章	節	項	施策	新規または継続・強化	施策名	実施状況	指標			進捗状況		指標の達成見込み	今後の方向性
							内容	令和3年度	令和8年度	令和3年度	令和7年度		
4	**2**		**適正なリサイクルの推進**										
4	2	1	分別徹底による資源化の促進										
4	2	1	①	【継続・強化】	分別状況確認の強化	・令和２年１月からのプラスチック類ごみの分別回収の実施にあたっては、自治会や管理組合だけでなくサークル等の希望団体を含めて説明会を開催し、分別の周知徹底を図った。ごみ出しルールを守らない所にはごみパトロール隊が排出指導を行っている。自治会やマンション管理組合では廃棄物減量等推進員がごみ担当を担っている。 ・原則的に分別が適切でない家庭のごみは収集せず、お知らせシールを貼付し、回収しないことになっている。収集業者との業務連絡会では、分別状況等の確認を行い、特別に周知を行った方が良い内容については市がチラシを作成し、収集業者がマナーを守っていない家庭に対してポスティングを行う等の対応を行っている。また、ごみアプリについては未掲載の品目について、市への問い合わせや収集業者の気づきにより掲載を追加し、内容の充実を図っている。	総資源化率	42.0%	45.0%	38.4%	36.3%	×	総資源化率は、令和2年度をピークに35%以上を維持しているものの、指標の達成は困難となる見込みである。行政回収量が減少すると総資源化率も低下するため、市民や事業者の努力が必ずしも総資源化率の向上に結び付かない。このことから、別の指標の設定を検討していく。 また、分別に関する周知を行い、更なる分別の徹底を進めていく。
4	2	2	生ごみの減量・資源としての活用の促進										
4	2	2	②	【継続・強化】	家庭内における生ごみの減量・資源化の促進	・生ごみ処理器購入補助制度の利用者は、着実に拡大している。 ・生ごみリサイクルステッカーの配布及び配布状況を確認している。生ごみリサイクルステッカーは、玄関先に貼付することを想定し、貼付者本人の意識の向上と通行人への周知を目的として、ダンボールコンポストの購入者全員に配布していた。その後、より実効的な制度とするため、生ごみリサイクルサポーターの会議を経て、ダンボールコンポストを購入しているか否かに関係なく、生ごみのリサイクルに関心がある方から要望があった際に配布している。 ・コロナ禍により講習会等の実施が難しい時期もあったが、ひの・まちの生ごみを考える会により、コンポストを普及する動画制作や、オンライン講習会を実施した。現在は、対面のダンボールコンポスト講習会も再開している。	生ごみ処理器等補助金実績（累計） 生ごみリサイクルステッカー配布状況	生ごみ減量・資源化への取組み世帯数4,000件	補助8,000件、 ｽﾃｯｶｰ2,500件	補助5,683件 ｽﾃｯｶｰ1,927件	補助7,775件 ｽﾃｯｶｰ2,269件	○	生ごみの減量・資源化の実態を把握する指標への見直しを検討し、生ごみの減量・資源化に有効な施策を推進していく。 食品ロス削減推進計画の策定に向け、協議会等において施策の検討を進める。
4	2	2	③	【継続・強化】	地域内での生ごみ循環の促進	・生ごみリサイクルサポーターによるダンボールコンポスト講習会等、生ごみ処理器の普及活動によって生ごみの減量を推進している。 ・既存のコミュニティガーデンについて、移転先の検討を進めていたが、実現困難な見通しである。 ・新たな生ごみの分別収集・資源化に向けて先進市の事業を情報収集している。	生ごみリサイクルサポーター登録者数	30名以上	50名以上	18名	19名	×	生ごみリサイクルサポーターの登録者数は増加していない一方、生ごみ処理器の補助事業の利用者数は増加している。 今後は、生ごみリサイクルサポーターの役割を見直すとともに、その活動実績など、実際の取組状況を評価できる指標への変更を検討し、地域内における生ごみの循環に有効な施策を推進していく。

表 2-22　第３次改定プランの施策の進捗状況（4）

章	節	項	施策	新規または継続・強化	施策名	実施状況	指標			進捗状況		指標の達成見込み	今後の方向性
							内容	令和3年度	令和8年度	令和3年度	令和7年度		
4	2	2	④	【継続・強化】	事業系食品廃棄物減量・リサイクルに向けた取り組みの推進	・学校給食については残渣を民間の資源化施設に搬入し、バイオガス化やたい肥化を行っている。 ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律対象事業者（年間100ｔを超える食品廃棄物が発生する事業者）は食品廃棄物等の発生抑制、再生利用、減量等の取り組みを実施している。 ・コンビニエンスストアで消費期限の近づいた商品にポイントが付くシールを貼るエシカルプロジェクトや手前どりPOPの設置等による食品ロスの削減の取り組みが開始した（手前どりPOPは市から依頼して設置）。 ・飲食店でも食品ロスが出ないような仕入れの実践に取り組んでいる。	説明会参加事業者の事業参加率	説明会参加事業者の事業参加率10%以上	事業者等との協働による取り組みを実施	説明会は未開催 POP事業を開始	事業は継続中	○	食品ロス削減推進計画の策定を通じ、協議会等において施策を検討する。 あわせて、事業者と連携し、事業系生ごみの減量・資源化を推進する。
4	2	3	プラスチック類の減量・リサイクル										
4	2	3	⑤	【新規】	プラスチック類の減量及び分別回収・リサイクルのための働きかけ	・令和２年からプラスチック類ごみの分別回収を開始（回収は容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収）にした。 ・令和２年４月より、プラスチック類資源化施設を稼働し、プラスチック資源化を推進している。 ・プラスチック類ごみは市指定収集袋（有料）のため、容器包装お返し大作戦への影響は特になし。 ・令和２年12月にプラスチックスマート宣言を行い、使い捨てプラスチックの排出抑制や分別徹底に取り組んでいる。	プラスチック類回収量、回収量における資源化率	3,500t/年以下	2,800t/年以下（混入物ゼロへ）	3,141ｔ/年	2,775t/年 資源化率 86.3%	○	プラスチック類ごみの分別回収を開始した。令和8年度指標のうち、回収量は達成する見込みである。「回収量における資源化量を100%に近づける（混入物ゼロへ）」の達成に向け、組成分析調査やアンケート調査を通じて実態を把握し、有効な施策を検討していく。また、広報や環境教育を通じて、プラスチック類ごみの分別の徹底を市民にさらに周知していく。
4	2	4	剪定枝の減量（可燃ごみ）・リサイクル										
4	2	4	⑥	【新規】	剪定枝の減量・リサイクルの推進	・公共施設から排出される剪定枝等は民間の資源化施設に排出している。 ・剪定枝拠点収集事業はルール違反による事前持込や不法投棄が後を絶たなかったため、廃止した。 ・クリーンセンターでの剪定枝（落ち葉・小枝含む）の無料受け取り（月１回）を開始し、利用者も順調に拡大した。ここで受け取りした剪定枝は民間の資源化施設に排出している。 ・可燃ごみとして各世帯から回収している剪定枝を資源化する場合、可燃ごみと別に分別収集する必要があるため費用面での課題がある。	可燃ごみ削減量	1,300t/年以上	1,800t/年以上	,083ｔ/年減	35.0ｔ/年減	×	毎年一定量の剪定枝を資源化しており、今後も継続して取り組むとともに、さらなる資源化の推進に向けた新たな施策を検討していく。
4	2	5	リサイクル品目の拡大・拡充										
4	2	5	⑦	【新規】	リサイクル品目拡大・拡充の検討	・平成28年度からごみの埋め立て量ゼロを達成している。 ・令和２年度から浅川清流環境組合の構成３市（日野市、国分寺市、小金井市）と民間企業間で使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収に関して協定を締結し、拠点回収を開始した（複数の自治体が共同で協定を結んだ例は全国初）。 ・令和７年度から衣装ケースをリサイクル品目に追加したが、市民へ十分な周知ができていない。 ・紙おむつは東京都でリサイクルの検討を進めている。 ・陶磁器・ガラス類、ゴム・革製品、廃油リサイクル等の検討を行っているが費用対効果の面で課題がある。	リサイクル品目	1品目以上	1品目以上	1品目（コンタクトレンズ空ケース）	1品目（衣装ケース）	△	回収品目のさらなる拡大については、資源化に関する最新技術の動向や、分別排出に伴う市民の負担等を踏まえて検討する。

表 2-23　第3次改定プランの施策の進捗状況（5）

章	節	項	施策	新規または継続・強化	施策名	実施状況	指標			進捗状況		指標の達成見込み	今後の方向性
							内容	令和3年度	令和8年度	令和3年度	令和7年度		
4	**3**		**ごみ減量の意識向上に向けた普及啓発・情報提供**										
4	3	1	市民・事業者のごみ減量意識の向上・環境学習の充実										
4	3	1	①	【継続・強化】	情報紙・市報等による普及啓発・情報提供	■普及啓発 ・ごみ・資源分別カレンダーはよりわかりやすい内容へと改善するため、毎年見直しを行っている。プラスチックの分別方法等について記載している。 ・ごみ情報誌「エコー」には重要な情報のみを掲載し、内容の焦点化を図っている。詳細情報は、市報同様、QRコードを活用する方式に改めた。 ・ごみ分別アプリの情報発信もごみに関するものを中心に重点化している。 ■情報提供 ・プラスチック類の資源化についてはきめ細やかに説明会を開催し、円滑に実施することができた。 ・転入者については市民窓口課での転入手続きの際に必要な情報を提供している。 ・市民活動団体やイベント情報は社会福祉協議会が運営する「Hi know!」に掲載してる。 ・クリーンセンターの見学の手引きを作成し、ごみ処理や最終処分場の流れを見える化し、ごみ減量の意識づけを図っている。	ごみアプリ総ダウンロード数	7,000件以上	10,000件以上	33,988件	64,157件	○	ごみ分別アプリの総ダウンロード数は、指標を達成している。今後は、ダウンロードした市民に継続して活用していただくことが目標となるため、より使いやすいアプリとなるよう、適宜内容を更新していく。 普及啓発・情報提供については、常に改善を図る仕組みを継続する。
4	3	1	②	【継続・強化】	ごみ学習推進プログラム	・ごみ処理施設の見学に関しては新可燃ごみ処理施設やプラスチック類資源化施設の建設工事や、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、見学を中止または縮小して実施していた時期があった。 ・夏休みごみ探検隊として親子で参加できるクリーンセンター・浅川清流環境組合の合同見学会を実施した。 ・リサイクルプラザの建設の目途が立たないため、リサイクルプラザでの環境学習の検討に移れない状況にある。 ・教育委員会や小学校、大学と連携し、学校が求めるごみの教育に向けて検討を進めている。 ・給食残渣等を利用したリサイクル農園の学校での実施は時間的な制約があるため難しい状況がある。保育園や幼稚園では、調理くずや残食等の生ごみを園の農園に混ぜ込み、たい肥化に取り組んでいるところがある。	施設見学者数	2,000人以上/年	3,000人以上/年	620人/年	4,210人/年	○	令和元年度以降、施設見学者数は着実に増加しているため、今後も施設見学を継続して推進する。 また、動画配信などの対面以外の新たな手段も含め、指標の見直しを検討する。
4	3	1	③	【継続・強化】	情報交換の活性化	・当初はリサイクルプラザを整備し、そのなかにごみ減量に関する情報交換の場を設置する予定であったが、リサイクルプラザの整備が実現できていないため、石田環境プラザにごみ減量やSDGｓ等に関するデジタルサイネージや図書コーナーを設置した。 ・ごみ情報誌「エコー」に家庭や事業者の優良な取り組み事例として市民のページ知恵袋や容器包装お返し協力店特集等を掲載した。 ・市・市民・事業者が意見交換できる場として「ごみ減量・リサイクル等推進協議会」を設置した。	意見交換の場やごみカフェの設置	意見交換の場設置、ごみカフェの準備	意見交換の活性化、ごみカフェの設置	ごみ減量・リサイクル等推進協議会を設置	協議会継続中 ごみカフェの設置には至らず	△	民間事業者との連携も視野に入れ、ごみに関する情報交換の場を設けることを検討する。

表 2-24　第３次改定プランの施策の進捗状況（6）

章	節	項	施策	新規または継続・強化	施策名	実施状況	指標			進捗状況		指標の達成見込み	今後の方向性
							内容	令和3年度	令和8年度	令和3年度	令和7年度		
4	**4**		**広域連携の推進**										
4	4	1	3市における連携の推進										
4	4	1	①	【新規】	3市でのごみ減量・分別の徹底	・３市で浅川清流環境組合を設置し、新たに可燃ごみ処理施設を整備した（令和２年度、本格稼働）。 ・３市において、ごみの減量及び分別の徹底するために、新たな可燃ごみ処理施設への搬入量・搬入物の確認等を行っている。 ・新たな可燃ごみ処理施設で発生した水銀濃度超過事案への継続的な再発防止対策の一環として、３市及び浅川清流環境組合共同で「水銀製品回収キャンペーン」を実施し、各市市民に積極的に啓発を行っている。	－	－	－	可燃ごみ処理施設を整備（R2） 搬入量・搬入物等の確認を行い、適切な管理を継続中		－	３市が共同で、市民及び事業者と連携し、ごみの減量及び分別の徹底に取り組むことで、ごみ排出量の少なさで全国上位10位以内を維持していく。
4	4	1	②	【新規】	3市における情報共有の促進	・３市市民及び行政による情報共有の場として３市ごみ減量推進市民会議を設置し、新たな可燃ごみ処理施設の設置に向けて課題を整理してきた。 ・新可燃ごみ処理施設稼働後も、３市ごみ減量推進市民会議に加え、３市課長会及びクリーンセンター連絡協議会において、３市のごみ減量等に関する施策の検討、情報交換・発信に取り組んでいる。 ・３市の小学生や市民が新たな可燃ごみ処理施設を見学している。	－	－	－	3市ごみ減量推進、3市課長会及びクリーンセンター連絡協議会で施策検討等を実施中		－	３市ごみ減量推進市民会議、３市課長会及びクリーンセンター連絡協議会において、３市におけるごみ減量等の施策を検討するとともに、情報交換及び情報発信を継続して実施する。
4	4	1	③	【新規】	3市への情報発信の強化	・可燃ごみ処理施設の煙突から出る排ガスを測定した値を表示（自主規制値及び法規制値も表示）する「公害防止情報表示盤」を、可燃ごみ処理施設や新井公園、新井わかたけ公園、落川交流センターに設置している。また、可燃ごみ処理施設の運営・維持管理を行っている浅川環境テクノロジー（株）のホームページでも確認できるモニタリング体制を築いている。 ・地元地域との意見交換について、浅川清流環境組合を含めたクリーンセンター連絡協議会で行う等、地域連携への協力を浅川清流環境組合に要請し、市民と浅川清流環境組合の架け橋の役割を果たしている。 ・浅川清流環境組合が「浅川清流環境組合ニュース」を発行し３市に情報を発信するとともに、３市それぞれのごみ情報紙を10月と３月の同時期に発行するように改め、啓発内容の同時発信ができる体制を整えた。	－	－	－	排ガス等のモニタリング体制の確立 クリーンセンター連絡協議会で意見交換を実施 浅川清流環境組合ニュースの発行		－	モニタリング体制等を継続して実施していく。
4	4	2	多摩地域における連携の推進										
4	4	2	④	【継続・強化】	最終処分量の削減	・日の出町のご理解、ご協力を得て、二ツ塚最終処分場に焼却灰を搬入し、エコセメント化している。不燃性残渣についてはリサイクルを行い、平成28年度から二ツ塚最終処分場には搬入していない。 ・「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書」に基づき、多摩地域で適正なごみ処理に支障が生じた場合は、ごみ処理の相互支援を積極的に実施することとしている。 ・廃棄物を排出する側と搬入される側の相互理解を深めるため、二ツ塚最終処分場が立地している日の出町との交流を図る『「三多摩は一つなり」交流事業』を定期的に実施する。 ・令和７年10月に東京たま広域資源循環組合が「第７次廃棄物減容（量）化基本計画」を策定している。	－	－	－	最終処分量ゼロ、不燃性残渣もリサイクル（搬入量ゼロ）を継続中 「三多摩は一つなり」事業を定期的に実施		－	・最終処分量ゼロ及び不燃性残渣の搬入量ゼロの目標は達成済みであり、今後も継続して取り組んでいく。 ・引き続き、日の出町の理解と協力を得ながら、二ツ塚最終処分場に焼却灰を搬入し、エコセメント化を進めていく。 ・「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書」に基づき、多摩地域において適正なごみ処理に支障が生じた場合には、積極的に相互支援を実施していく。

表 2-25　第３次改定プランの施策の進捗状況（7）

章	節	項	施策	新規または継続・強化	施策名	実施状況	指標			進捗状況		指標の達成見込み	今後の方向性
							内容	令和3年度	令和8年度	令和3年度	令和7年度		
4	4	3	災害廃棄物処理における連携の推進										
4	4	3	⑤	【新規】	災害時対策の強化	日野市地域防災計画に基づき、令和３年３月に策定した日野市災害廃棄物処理計画において、地震や豪雨・台風等による水害で発生した災害廃棄物処理についての実施計画を定めている。	－	－	－	災害廃棄物処理計画を策定（R３）		－	・日野市災害廃棄物処理計画を、最新の情勢等を踏まえ、必要に応じて改訂していく。 ・関係機関とのさらなる協定締結等に向け、検討を進めていく。
4	**5**		**ごみの適正処理の推進**										
4	5	1	収集運搬計画										
4	5	1	①	【継続・強化】	分別区分にあった適正な収集運搬	令和２年度からプラスチック類の分別回収を開始し、分別区分にあった適正な収集運搬を実施している。 ・収集車両については、低公害化を進めるとともに、円滑かつ効率的な収集運搬を実施している。 ・コロナ禍においては感染対策のため、収集を二班体制とし、収集ルートの見直しを行う等、継続的な収集の維持に努めた。 ・業務連絡会により、状況報告等を行うことによって適切な業務の遂行を図っている。	－	－	－	プラスチック類の分別回収を開始（R２～）		－	・今後も、分別区分に応じた適正な収集運搬を継続していく。 ・引き続き、低公害車両の維持及び効率的な収集運搬に努めるとともに、業務連絡会を開催し、適切な業務遂行を図っていく。
4	5	2	処理計画										
4	5	2	②	【新規】	マテリアルリサイクル推進施設の整備	プラスチック類資源化施設を整備し、プラスチック類ごみのほか、不燃ごみ、不燃性粗大ごみを処理している。	－	－	－	プラスチック類資源化施設を整備（R２）プラスチック類ごみ、不燃ごみ、不燃性粗大ごみを処理		－	プラスチック類資源化施設の安定稼働を継続目標として実施していく。
4	5	2	③	【新規】	既存施設の適正な運用	既存施設については新施設稼働まで適正な運用を行った。	－	－	－	既存施設は新施設稼働まで適正な運用を実施		－	既存施設解体後の跡地利用計画を検討する。 既存施設の解体に当たっては、住民に必要な情報を提供し、地域住民にとって安全・安心な解体工事を実施する。
4	5	2	④	【継続・強化】	不法投棄の防止	・不法投棄を防止するため、パトロールを継続的に実施するとともに、不法投棄を防止するための貼紙等を作成し、不法投棄の防止を図っている。また、不法投棄をされた場合は、警察の取り締まりによる対応を実施し、不法投棄者に適切に処分してもらっている。 ・河川においては、毎年多摩川・浅川クリーン作戦等が実施されており、こうしたイベント等を通して啓発を行っている。	－	－	－	パトロール・啓発活動を継続的に実施		－	・不法投棄防止に向け、今後もパトロールを継続する。 ・多摩川・浅川クリーン作戦等を継続し、不法投棄防止の啓発を図る。
4	5	3	適正処理の推進										
4	5	3	⑤	【新規】	市民との連携によるごみ減量・適正処理等への取組み	・プラスチック類の分別回収（第２次ごみ改革）を導入するにあたっては、ごみの減量・適正処理を行うため、中学校区説明会（８学校区）や自治会・任意グループ出前講座（122回）を実施し、合計3,566名への説明を行うことで大きな混乱もなく実施することができた。 ・廃棄物減量等推進員の研修を年2回実施している。	－	－	－	プラスシック類の分別回収開始前に説明会や出前講座を実施	廃棄物減量等推進員の研修を年２回実施	－	廃棄物減量等推進員の役割の明確化を図り、市民との連携によるごみの減量・適正処理等の取組を継続して実施するとともに、出前講座も引き続き実施する。

２.２　ごみ処理の課題

「２.１　ごみ処理の現状」等を踏まえた本市のごみ処理の課題は、以下のとおりです。

(1) 情報発信・普及啓発

（ア）ごみ減量意識の維持と伝わる広報・情報発信の強化

本市は、人口 10 万人以上 50 万人未満の市町村において「１人１日あたりのごみ排出量の少なさ」が３年連続で全国１位を達成しており、都内市区町村でも１位（事業系排出量も 46g/人・日と最少）となるなど高い実績を誇ります。

しかし、市民アンケート調査等では、ごみ減量の効果や成果（経済的メリット等）が見えにくいという意見も寄せられています。そのため、今後はごみ減量の効果や成果を分かりやすく可視化して発信することで、市民や事業者が主体的に取り組みを続けるためのモチベーションを高める必要があります。併せて、表彰制度の確立など、市民や事業者の自発的な減量行動を促す仕組み（インセンティブ）の検討が必要です。

（イ）情報媒体（カレンダー、アプリ等）の品質改善

本市では、「広報ひの」やごみ・資源分別カレンダー、市ホームページなど様々な媒体で情報発信・啓発を行っています。市民アンケート調査結果によると、市民の約９割以上がごみに関する情報源として「ごみ・資源分別カレンダー」を活用する一方で、分別品目・基準の拡充や詳細化、見やすさ・破れにくさ・フック穴などの品質改善の要望が多々寄せられています。また、若い世代で利用の多い「ごみ分別アプリ」の定期的な更新や、画像・AI を活用した分別検索などの機能拡充が求められています。

(2) 排出抑制・資源化

（ア）事業系ごみの更なる減量推進

家庭系ごみが着実に年々減少する一方、事業系ごみは増減を繰り返しており、ごみ総排出量に占める割合が上昇傾向にあります。本市の１人１日あたりの事業系ごみ排出量は都内で最も低い水準にあり、一定の減量成果は見られますが、拡大生産者責任の原則[6]を踏まえた事業者の自主的な取り組みの促進に加え、事業者との連携・協働を推進し、更なる排出抑制・減量の強化を図る必要があります。

（イ）総資源化率の低下と新たな評価指標の検討

総資源化率は令和２年度をピークに減少傾向にあり、第３次ごみゼロプラン目標（45%）は未達成となっています。背景には行政回収から民間回収へのシフトや発生抑制が進んだためと考えられ、市民のニーズに応じた回収拠点の拡充が求められます。また、減量成果を的確に評価できる新たな指標を検討する必要があります。

[6] 拡大生産者責任の原則：製品を製造・販売した事業者が、その製品が使用され「ごみ」となった後の回収や処理、リサイクルについても、一定の責任を負うべきであるという原則（考え方）のこと。

（ウ）リユース拠点・回収拠点・回収品目の拡充

市民アンケート調査によると、不用品のリユースの実施割合が約６割にとどまっており、車を持たない高齢者等が持ち込めない障壁があるほか、スーパー等の店頭回収協力店の拡大や民間拠点（ジモティースポット日野[7]等）の活用、回収品目（陶磁器・ガラス類、廃食油等）の追加要望に対応する必要があります。

（エ）個別品目に対する分別徹底及び資源化の促進

①　雑紙（紙類）

可燃ごみ中に約 25%混入する紙類には、資源化可能な雑紙が排出されています。市民アンケート調査によると、雑紙を可燃ごみとして排出する理由の多くは、個人情報懸念と少量排出であることから、個人情報への不安解消を行いつつ、雑紙回収袋の配布など出しやすさの工夫を図ることが必要です。

②　不燃ごみ・小型家電

不燃ごみには資源化可能な小型家電・金属類が約３割排出されていることから、明確な判断基準を示し、適正な排出に向けた周知が必要です。

③　プラスチック類

プラスチック類ごみの内、プラスチック類以外の品目やプラスチック類でも汚れの付着等によって資源化できないものが約２割含まれています。市民アンケート調査では「どの程度洗えばよいか不明」という意見が多く寄せられており、プラスチック類ごみとして排出できる判断基準を分かりやすく提示する必要があります。

④　生ごみ

生ごみはダンボールコンポスト[8]等の普及等により減少傾向にありますが、依然として可燃ごみ中の約２割を占めています。引き続き、生ごみ処理器への助成、生ごみの分別収集・資源化モデル事業の検討などの取り組みを通して、生ごみの削減を図ることが必要です。

⑤　草木類・剪定枝

ごみ組成分析調査結果によると、可燃ごみ中の草木類の割合が増加傾向にあります。本市全域での発生量を正確に把握したうえで、効果的な資源化手法の検討が必要です。

[7] ジモティースポット日野：本市が(株)ジモティーと連携して、設置している日野市不用品持ち込みスポットのこと。市民がまだ使える不用品を持ち込むと無料で引き取ってもらえる。リサイクル事務所の施設内に設置されている。

[8] ダンボールコンポスト：段ボール箱に入れた基材（くん炭及び竹パウダー）に生ごみを入れ、微生物の力で発酵・分解させ、堆肥化するもの。ダンボールコンポストは電動式の生ごみ処理器と比較して、導入コストが安く、ベランダ等で手軽に始められるといった利点があり、各家庭で手軽に実施できる生ごみ減量手法。

(3) 収集運搬

（ア）適正分別の指導と収集体制の脱炭素化

市民アンケート調査結果では、集合住宅や外国人居住者等による分別マナー、ならびに、集合住宅における排出ルール違反が課題として挙がっています。収集業者との連携やマナー違反者への指導（警告シール・ポスティング等）を強化する必要があります。また、収集車両の低公害化による脱炭素の推進と、効率的な収集体制の構築を図る必要があります。

（イ）指定ごみ袋の品質改善

市民アンケート調査によると、指定袋の価格への不満や「破れやすい」「縛りにくい」といった品質・材質改善の要望が多い状況です。指定袋の価格設定根拠や、プラごみ指定袋が可燃ごみと同価格である意義が十分に伝わっていないため、丁寧な広報・説明が必要です。また、指定ごみ袋へのバイオマスプラスチック[9]等の環境配慮素材の導入についても検討が必要です。

(4) 中間処理

可燃ごみ排出量は年々減少しているものの、可燃性粗大ごみ量の増加等により焼却処理量が第３次ごみゼロプランの目標値は未達成となっています。焼却処理量の削減に向け、更なるごみ排出抑制や可燃ごみ中に混入している資源化可能な品目の分別徹底等が必要です。また、安定した施設稼働に向けて、水銀やリチウムイオン電池等の有害ごみの混入防止対策を徹底する必要があります。更に、可燃ごみ処理施設やプラスチック類資源化施設等の既存施設が浅川・多摩川などの河川に隣接して立地しているため、河川氾濫等の大規模災害時においても適正な処理を継続できるよう事前に事業継続計画（BCP）[10]や対応策の検討が必要です。

(5) 最終処分

平成 28 年度以降継続している「埋立処分量ゼロ」を今後も維持するため、東京たま広域資源循環組合や日の出町等との広域連携のもと、エコセメント化や不燃性残渣のリサイクルを継続します。同時に、最終処分量の削減に向け、処分場の現状や環境負荷について市民への啓発を推進し、持続可能な処分体制を維持していく必要があります。

[9] バイオマスプラスチック：石油ではなく、トウモロコシやサトウキビなど、植物（再生可能な資源）を原料にして作られたプラスチックのこと。

[10] 事業継続計画（BCP）：大地震や風水害などの自然災害、感染症の大流行といった緊急事態が発生した際に、市民生活に必要な行政サービスや事業を最小限の中断で続けたり、早期に復旧させたりするための計画。

２.３　ごみ処理基本計画

２.３.１　基本理念

本市では、平成 12 年度の「第 1 次ごみ改革」によるごみ量半減を達成して以来、ごみゼロ社会を目指して、市民・事業者・行政の協力のもと全国トップクラスのごみ減量を推進してきました。

しかしながら、気候変動や海洋プラスチックごみ問題など地球環境問題が深刻化する中、従来型の消費・廃棄型の社会構造や生活スタイルから脱却し、資源投入や廃棄物の発生を抑えながら資源を循環させる「サーキュラーエコノミー（循環経済）」[11]への転換と、脱炭素社会[12]の推進が強く求められています。

こうした情勢を踏まえ、本市では、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）にリフューズ（Refuse：断る⇒発生回避）・リターン（Return：返す⇒排出回避）を加えた５Ｒを引き続き推進していきます。これまで育んできた「ごみゼロ」の理念を継承し、５Ｒのうちリフューズ（発生回避）・リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リターン（返却・再利用）を含む「４Ｒ」によりごみの発生を抑制することを最優先とします。また、どうしても発生するごみについては、市民一人ひとりの徹底した分別による質の高い「リサイクル（再生利用）」を徹底します。更に、浅川清流環境組合や東京たま広域資源循環組合との広域連携のもと、市民・事業者・行政が一体となった強固な協働体制を築き、持続可能なごみゼロ社会の実現を目指します。

以上を踏まえて、本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

― 第４次ごみゼロプラン 基本理念 ―

循環経済の実現のため、みんなで取り組む

『ごみゼロ（焼却・埋立てゼロ）』のまち・日野

[11] 循環経済（サーキュラーエコノミー）：従来の「資源を採取し、製品を作り、使ったら捨てる」という一方通行型の経済（大量生産・大量消費・大量廃棄）から脱却し、製品の設計・製造段階からごみが出ない仕組みをつくり、資源を長く有効に使い続ける経済システムのこと。

[12] 脱炭素社会：地球温暖化の原因となる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」を可能な限り減らし、どうしても出てしまう分は森林吸収などで差し引いて、全体として「排出量を実質ゼロ（カーボンニュートラル）」にする社会のこと。

２.３.２　基本方針

第４次ごみゼロプランの基本理念「循環経済の実現のため、みんなで取り組む『ごみゼロ（焼却・埋立てゼロ）』のまち・日野」を実現するための６つの基本方針を以下のとおり掲げます。

【基本方針Ⅰ】　《普及啓発》

５Ｒ（リフューズ（発生回避）・リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リターン（返却・再利用）・リサイクル）に向けた、効果的な普及啓発・情報提供

《解説》市民や事業者が日々の生活や事業活動の中でごみ減量とリサイクルを自発的に実践できるよう、効果的かつ分かりやすい情報提供と普及啓発を展開します。「広報ひの」やごみ情報紙「エコー」、市ホームページに加え、ごみ分別アプリ等のデジタル媒体も有効に活用します。

また、市民アンケート等の意見を踏まえ、ごみ・資源分別カレンダーの記載内容や使いやすさを改善するとともに、ごみ減量による環境面・経済面の成果を客観的に可視化して伝えます。さらに環境学習プログラムの充実や各種イベント、出前講座[13]等を通じて、子どもから大人まであらゆる世代の環境意識を高め、行動への転換を促します。

【基本方針Ⅱ】　《発生抑制》

市民・事業者・市協働でのリフューズ・リデュース・リユース・リターンによるごみの更なる減量

《解説》ごみになるものを持ち込まない「リフューズ」、出るごみを減らす「リデュース」、繰り返し使う「リユース」、販売店へ返す「リターン」の４Ｒを推進し、発生抑制を最優先としたごみの更なる減量を図ります。

【基本方針Ⅲ】　《資源化》

一人ひとりのリサイクル意識の向上による、限りある資源の有効利用

《解説》発生を抑えてもなお排出されるごみについては、市民及び事業者の高い意識のもとで質の高い分別を行い、限りある資源の有効利用と再資源化を推進します。

[13] 出前講座：市の職員や専門の講師が、市民の皆さんのもと（地域集会所や学校、事業者など）へ出向き、ごみの減量や分別のルール、環境問題などについてわかりやすく解説する学びの場のこと。

【基本方針Ⅳ】 《適正処理》

循環型社会を支える、適正なごみ処理体制の継続

《解説》ごみの発生抑制や資源化を徹底した上で、なお発生する廃棄物については、市民の安全・安心を守り、環境負荷を最小限に抑えた適正な収集運搬・中間処理を維持・継続します。

安全かつ効率的な収集運搬体制を継続しつつ、分別徹底や排出ルールの周知、不法投棄防止策を強化します。市が保有するプラスチック類資源化施設においては、適切な予防保全と計画的な改修・管理を行い、安全かつ適正な運用に努めます。焼却残渣のエコセメント化等による「埋立処分量ゼロ」を継続維持し、東京たま広域資源循環組合等との連携を通じて環境負荷の低減を図ります。また、水害や大規模地震などの災害発生時に備え、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理体制及び広域的な相互支援体制の確立に努めます。

【基本方針Ⅴ】 《市の協働体制》

市民・事業者・行政が一体となった協働体制の構築

《解説》ごみゼロ社会の実現には、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を分担し、対等なパートナーとして対話し行動する協働体制が不可欠です。

市民団体、自治会、事業者、行政が幅広く参画・連携する協議会等をはじめとする市民・事業者・行政の一体となった協働活動を通じ、ごみ減量や適正処理等に向けた、各主体の自主的な活動を推進し、地域全体でごみ減量に取り組むネットワークを構築します。

【基本方針Ⅵ】 《広域連携》

３市（本市・国分寺市・小金井市）の連携体制の推進・強化

《解説》本市・国分寺市・小金井市の３市で構成する浅川清流環境組合において、可燃ごみ処理施設の安全・安心かつ安定的な運用と維持管理を推進します。また、３市の市民・行政による広域的な情報共有や意見交換、環境学習の場を充実させ、３市地域全体におけるごみ減量と資源循環の推進を図ります。

２.３.３　数値目標

(1) 第４次ごみゼロプランの数値目標

本計画の数値目標を表 ２-２６に示します。

表 ２-２６　第４次ごみゼロプランの数値目標

項目	令和７年度 （実績）	令和 13 年度 （中間目標）	令和 18 年度 （計画目標）
１人１日あたりのごみ排出量	549g/人・日	498g/人・日	463g/人・日
焼却処理量	27,316t	24,871t	22,654t
最終処分量	0t/年	0t/年	0t/年
《参考値）総資源化率	36.3%	37.5%	38.4%

※資源物としてリサイクルできるものであっても、受け取らない（リフューズに努める）ことが最も重要である点や、民間回収の浸透等により、市民や事業者の取り組みが必ずしも総資源化率の向上に反映されない場合があることから、第３次ごみゼロ改定プランと同様、総資源化率は参考値とします。

（ア）１人１日あたりのごみ排出量

１人１日あたりのごみ排出量の将来予測を図 ２-１３に示します。

１人１日あたりのごみ排出量の目標値は、更なるごみの排出抑制を目指し、計画目標年度である令和 18 年度において現状推計より約 22ｇ/人・日減となる 463ｇ/人・日に設定します。

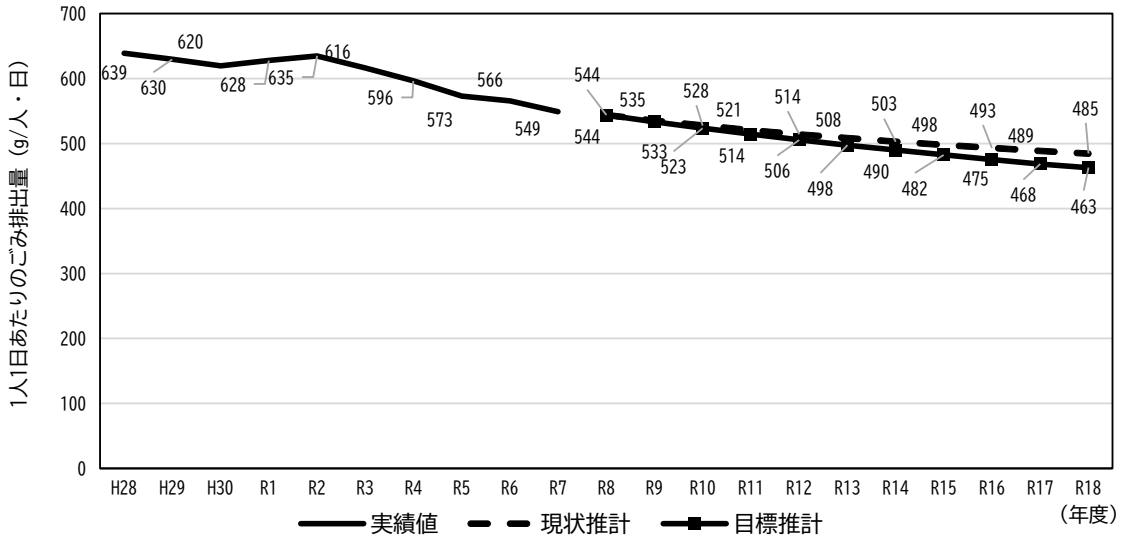


図 ２-１３　１人１日あたりのごみ排出量の将来予測

（イ）焼却処理量

焼却処理量の将来予測を図 ２-１４に示します。

焼却処理量の目標値は、更なる排出抑制及び分別の徹底（資源化）を推進し、計画目標年度である令和 18 年度において現状推計より約 1,925ｔ/年削減となる、22,654ｔ/年に設定します。

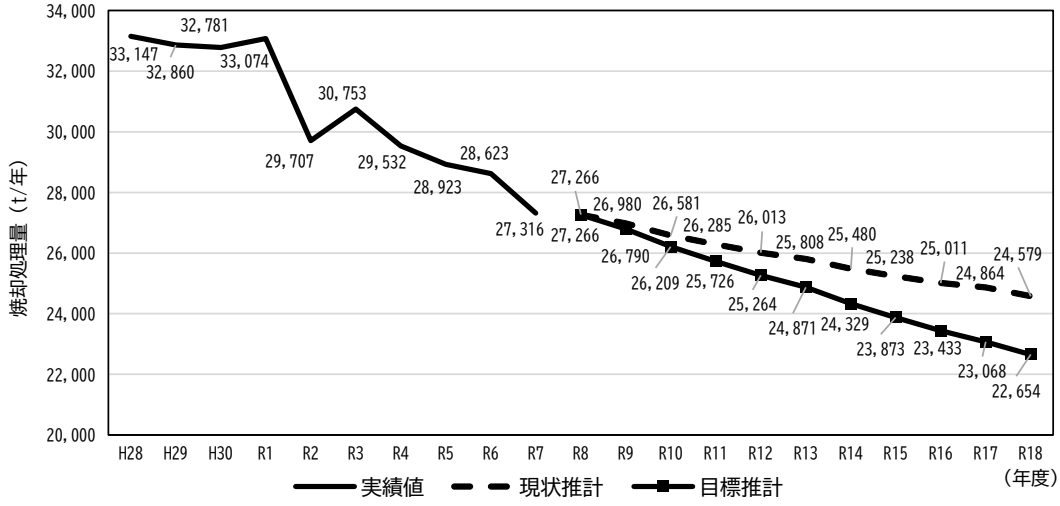


図 2-１４　焼却処理量の将来予測

（ウ）最終処分量

最終処分量の目標値は、徹底したごみ減量と質の高いリサイクルの推進により、計画目標年度である令和 18 年度においても、引き続き 0ｔ/年を継続します。

（エ）（参考値）総資源化率

総資源化率の将来予測を図 2-１５に示します。

ごみの資源化を更に推進するため、計画目標年度の令和 18 年度には現状推計より約 3.0%増となる 38.4%を目指します。

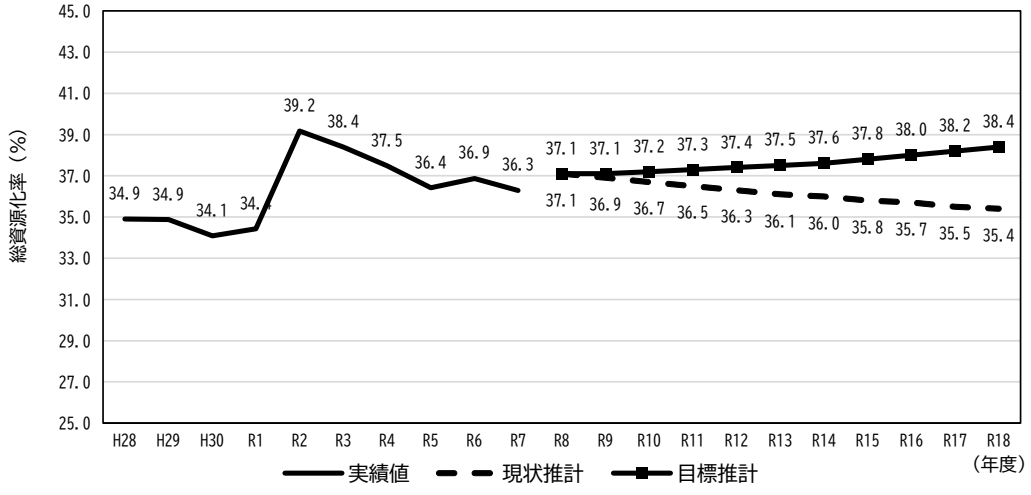


図 2-１５　総資源化率の将来予測

2.3.4　行動計画（施策）

ごみ処理基本計画の施策体系図を図 2-１６、次頁以降に各施策の内容を示します。

【基本理念】 循環経済の実現のため、みんなで取り組む『ごみゼロ（焼却・埋立てゼロ）』のまち・日野

【基本方針Ⅰ】《普及啓発》
５Ｒ（リフューズ（発生回避）・リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リターン（返却・再利用）・リサイクル）に向けた、効果的な普及啓発・情報提供

区分	施策	ページ
ごみ減量の意識向上に向けた普及啓発･情報提供	Ⅰ-1 市民・事業者のごみ減量意識の向上・環境学習の充実	
	Ⅰ-1-(1) 情報紙・市報等による普及啓発・情報提供 【継続・強化】★	P. 37
	Ⅰ-1-(2) ごみ学習推進プログラムの実施 【継続・強化】	P. 38

【基本方針Ⅱ】《発生抑制》
市民・事業者・市協働でのリフューズ・リデュース・リユース・リターンによるごみの更なる減量

ごみの更なる減量	Ⅱ-1 循環型のライフスタイルへの転換	
	Ⅱ-1-(1) 「容器包装お返し大作戦！」の推進 【新規】	P. 39
	Ⅱ-1-(2) 市指定収集袋の価格適正化と品質改善 【新規】	P. 40
	Ⅱ-1-(3) リユースの促進 【継続・強化】	P. 41
	Ⅱ-1-(4) 事業系ごみの減量・資源化の促進 【継続・強化】	P. 42

【基本方針Ⅲ】《資源化》
一人ひとりのリサイクル意識の向上による、限りある資源の有効利用

適正なリサイクルの推進	Ⅲ-1 分別徹底による資源化の促進	
	Ⅲ-1-(1) 分別徹底に向けた周知・啓発の強化 【継続・強化】	P. 43
	Ⅲ-2 生ごみの減量・資源としての活用の促進	
	Ⅲ-2-(1) 家庭内における生ごみの減量・資源化の促進 【継続・強化】★	P. 44
	Ⅲ-2-(2) 地域内での生ごみ循環の促進 【継続・強化】	P. 45
	Ⅲ-2-(3) 事業系食品廃棄物減量・リサイクルに向けた取り組みの推進 【継続・強化】★	P. 46
	Ⅲ-3 紙類の減量・リサイクル	
	Ⅲ-3-(1) 雑紙の減量・リサイクルの推進 【新規】	P. 47
	Ⅲ-4 プラスチック類の減量・リサイクル	
	Ⅲ-4-(1) プラスチック類の減量及び分別回収・リサイクルの推進 【継続・強化】	P. 48
	Ⅲ-5 剪定枝の減量・リサイクル	
	Ⅲ-5-(1) 剪定枝の減量・リサイクルの推進 【継続・強化】	P. 49
	Ⅲ-6 リサイクル品目の拡大・拡充	
	Ⅲ-6-(1)リサイクル品目拡大・拡充の検討 【新規】	P. 49

【基本方針Ⅳ】《適正処理》
循環型社会を支える、適正なごみ処理体制の継続

ごみの適正処理の推進	Ⅳ-1 収集運搬計画	
	Ⅳ-1-(1) 分別区分に則った適正な収集運搬 【継続・強化】	P. 50
	Ⅳ-2 処理計画	
	Ⅳ-2-(1) プラスチック類資源化施設の維持管理【継続・強化】	P. 51
	Ⅳ-2-(2) 既存施設跡地の有効活用 【継続・強化】	P. 51
	Ⅳ-3 最終処分計画	
	Ⅳ-3-(1) 最終処分量の削減 【継続・強化】	P. 52
	Ⅳ-4 地域美化・災害廃棄物対策	
	Ⅳ-4-(1) 生活環境保全と地域美化の推進 【継続・強化】	P. 53
	Ⅳ-4-(2) 災害時対策の強化 【継続・強化】	P. 54

【基本方針Ⅴ】《協働体制》
市民・事業者・行政が一体となった協働体制の構築

協働体制の推進・強化	Ⅴ-1 協働体制の推進・強化	
	Ⅴ-1-(1) 市民・事業者との連携によるごみ減量・適正処理等への取り組み 【継続・強化】	P. 55

【基本方針Ⅵ】《広域連携》
３市（本市・国分寺市・小金井市）の連携体制の推進・強化

３市の連携体制の推進・強化	Ⅵ-1 広域連携の推進・強化	
	Ⅵ-1-(1) ３市でのごみ減量・分別の徹底 【継続・強化】★	P. 56
	Ⅵ-1-(2) ３市における情報共有の促進 【継続・強化】	P. 57
	Ⅵ-1-(3) ３市への情報発信の強化 【継続・強化】	P. 58

★：食品ロス削減推進計画と関連する施策。詳細は次項以降の施策表を参照

図 2-１６　ごみ処理基本計画の施策体系図

【基本方針Ⅰ】《普及啓発》

５Ｒ（リフューズ（発生回避）・リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リターン（返却・再利用）・リサイクル）に向けた、効果的な普及啓発・情報提供

◆Ⅰ-1　市民・事業者のごみ減量意識の向上・環境学習の充実

【施策Ⅰ-1-(1)】情報紙・市報等による普及啓発・情報提供　（継続・強化）	
目的	ごみ・資源分別カレンダーをはじめとする各種情報紙の更なる工夫や掲載内容の充実を図り、市民のごみ減量・環境問題に対する意識の向上と普及啓発を推進する。全市民及び事業者が適正なごみ分別を実践できるよう、周知徹底に努める。
【行政】の取り組み	・ ごみ・資源分別カレンダーの内容を毎年度見直した上で、発行・配布を行う（毎年 11 月中旬～12 月中旬）。 ・ ごみ情報誌「エコー」によりごみの減量等に関して情報発信を行う（年２回（３月・10 月））。 ・ ごみ分別アプリのタイムリーな情報更新及び内容の充実を図る。 ・ 転入者に対して、転入手続きの際に必要な情報を提供するなど、情報伝達の徹底を図る。 ・ 今後の更なる高齢化の進展や外国人市民の増加等に対応するため、窓口（対面・電話）対応の充実に加え、デジタル技術（アプリや AI、SNS 等）を活用した情報発信・問い合わせ体制の高度化（ごみの分別や出し方等の疑問に自動応答するワンストップ案内システム等）の構築・運用を検討する。 ・ ごみ処理に要する費用や資源化に伴う歳入等の情報を見える化して分別の効果やメリットを分かりやすく伝え、市民の自発的なごみ減量・分別行動（行動変容）を促進する。 ・ 食品ロス削減に関する効果的な情報発信と啓発を行う。 *（★食品ロス削減推進計画【施策Ⅰ-1-(1)】「食品ロス削減に係る情報発信・啓発」と関連）*
【市民】ができること	・ 「広報ひの」やごみ情報誌「エコー」、ごみ分別アプリ、ごみ・資源分別カレンダー等を積極的に活用し、適正な分別とごみの減量に取り組む。
【事業者】の役割	・ 全事業者は、ごみを適正に分別する。 ・ 小売業者等は、取扱商品に関する適正な分別方法を市民に周知する。
成果指標（KPI）	・ ごみ分別アプリの登録者数（件）（累計） ・ 粗大ごみの電子申請割合（％） （※市の広報活動により新規施策の市民への浸透度を測る指標として設定）

指標	現状	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
ごみ分別アプリの登録者数（累計）	64,157件	→	→	→	→	104,000件	→	→	→	→	154,000件
粗大ごみの電子申請割合	４％	→	→	→	→	30%	→	→	→	→	60%

【施策Ⅰ-1-(2)】ごみ学習推進プログラムの実施 （継続・強化）	
目的	ごみ減量に関する事項や地球環境問題に対する環境学習を推進し、ごみ減量意識の向上を図る。
【行政】の取り組み	・ 施設見学会（浅川清流環境組合の可燃ごみ処理施設、クリーンセンターでの親子で参加できる夏休みごみ探検隊等）を継続して実施し、ごみ減量への意識づけを行う。 ・ クリーンセンターの見学の手引きを適宜更新し、ごみ処理や最終処分場の流れの見える化とごみ減量の意識づけを図る。 ・ 市内幼稚園・保育園を対象とした出前授業を通じて、環境学習の観点から子どもたちへの意識啓発も継続・強化していく。 ・ 外国人居住者を対象に、関係部署・機関と連携して、ごみ分別に関する情報提供を行う。 ・ 講習会・出前授業・分別学習の開催等、新たな環境学習の創出に向けて、各種団体や教育機関（小中学校、幼稚園・保育園等）のニーズを確認しつつ推進する。 ・ 動画配信や市内事業者との連携等、時代に即した柔軟な方法で環境意識の向上・啓発を検討・実施する。
【市民】ができること	・ 施設見学会や学習推進プログラム等へ積極的に参加し、ごみ処理や環境問題への理解を深め、日常生活におけるごみ減量・分別の実践につなげる。
【事業者】の役割	・ 廃棄物処理業者等は、市が実施するプログラムに対し、現場の知識や技術、実践例を提供し、学習内容の具体化を支援する。
成果指標（KPI）	・ 施設見学会参加人数（人/年）（※浅川清流環境組合との合同見学会を含む） ・ 出前授業・講座開催数（件/年）

指標	現状	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
見学会参加人数	4,228人	→	→	→	→	4,300人	→	→	→	→	4,500人
出前授業・講座開催数	92件	→	→	→	→	100件	→	→	→	→	110件

基本方針Ⅱ《発生抑制》

市民・事業者・市協働でのリフューズ・リデュース・リユース・リターンによるごみの更なる減量

◆Ⅱ-1　循環型のライフスタイルへの転換

【施策Ⅱ-1-(1)】「容器包装お返し大作戦！」の推進　（新規）	
目的	「容器包装お返し大作戦！～容器包装・断る・返すで ごみ減量～」[14]の取り組みを一層推進し、店舗等での容器包装（ペットボトル・トレー・牛乳パック等）の店頭回収の利用を促進することで、家庭への容器包装の持ち込み防止（発生抑制）と拡大生産者責任に基づく資源化を図り、行政回収量の削減及び持続可能な循環型社会の構築を目指す。
【行政】の取り組み	・「容器包装お返し大作戦！～容器包装 断る 返すで ごみ減量～」を継続して展開し、過剰包装の抑制とごみの発生抑制を図る。 ・新規スーパー等出店時の開発協議において、店頭回収への参加を要請する。 ・店舗の敷地面積等、店舗の条件に応じて回収品目の拡大を依頼する。 ・店頭回収協力店舗や回収品目に関する情報について、市のホームページ等で発信・周知を行う。 ・容器包装の店頭回収に伴う店舗独自ポイント付与など、事業者の自主的な取り組みについて広報等で周知し、市民の利用促進と事業者の取り組み拡大を図る。
【市民】ができること	・マイバッグやマイボトルの持参、レジ袋・過剰包装の辞退、ばら売り商品の選択などにより、可能な限り容器包装を「買わない」「もらわない」を実践する。 ・商品を購入する上でどうしても発生した容器包装は、きれいに洗って乾かすなどのルールやマナーを守った上で、購入した店舗の回収ボックスへお返しする。
【事業者】の役割	・小売業者等は、店頭回収へ参加する。 ・小売業者等は、容器包装の回収において、独自ポイントの導入等の取り組みを行う。
成果指標（KPI）	・店頭回収協力店舗数（店舗）

指標	現状	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
店頭回収協力店舗数	21 店舗	→				25 店舗	→				30 店舗

[14] 「容器包装お返し大作戦！～容器包装 断る 返すで ごみ減量～」：拡大生産者責任の考え方をベースに小売業者等に協力を仰ぎ、自店舗で販売した品物のペットボトルやトレー、牛乳パックなどの容器包装を店頭で回収していただき、将来的にごみになるものを家庭に持ち込まないことで、ごみの発生抑制を図るという取り組み。

【施策Ⅱ-1-(2)】市指定収集袋の価格適正化と品質改善 （新規）	
目的	市民の納得感と利便性の向上を図るため、市指定収集袋の適正な価格設定とその根拠の明確な説明に努めるとともに、利用者の視点に立った品質改善を推進する。
【行政】の取り組み	・ 市指定収集袋の適正な価格設定について検討し、その根拠や適正な利用について情報発信を行う。 ・ 市指定収集袋へのバイオマスプラスチック等の環境配慮素材の導入を検討・実施する。 ・ 破れやすさ・縛りにくさ等の品質改善、入れられる大きさ・重さの判断基準の明確化を図る。 ・ 事業者と連携して、市指定収集袋として利用できる「レジごみ袋」[15]を販売する。
【市民】ができること	・ 市指定収集袋を適切に利用する。 ・ 市指定収集袋の使用感やニーズを行政に伝える。
【事業者】の役割	・ 少量排出事業者（1回の排出量が 90 リットル相当分までの事業者）は、市指定収集袋を適切に利用する。 ・ 小売業者等は、市指定収集袋の販売・利用実態や市民の声を把握し、行政に伝える。 ・ 小売業者等は、「レジごみ袋」の取り扱いに協力する。
成果指標（KPI）	・ 市指定収集袋へのバイオマスプラスチック等の環境配慮素材の導入

指標	現状	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
市指定収集袋の環境配慮素材の導入	未実施	一部導入	→			全指定収集袋へ導入	→				

[15] レジごみ袋：マイバッグを忘れた時やマイバッグに入りきらない買い物をした際など、やむを得ない場合にレジ袋代わりに使える新たな市の指定収集ごみ袋。この取り組みは明星大学と連携し、袋のデザインは同大学の学生が手掛けている。

【施策Ⅱ-1-(3)】リユースの促進 （継続・強化）	
目的	不用品を修理・修繕や再生利用（リユース）を促進することにより、ごみの発生量を抑制する。
【行政】の取り組み	・ フリマアプリ[16]や不要品交換サイトに係る情報収集及び情報発信を行う。 ・ リサイクル事務所[17]や回転市場[18]等と協働し、事業を行う。 ・ イベント・事業者等におけるリターナブル容器等の活用を推進する。 ・ 民間企業と連携し、デジタル技術等を活用したリユースの仕組みを検討・導入することで、市民が手軽かつ安心してリユースに取り組める環境を整備する。
【市民】ができること	・ フリーマーケットやリサイクルショップ、フリマアプリ等を積極的に利用するなど、ごみとして捨てる前に譲渡や再利用の方法を検討し、リユースを実践する。 ・ 必要以上に物を買わない・長く使い続ける。 ・ お祭り、イベント等ではリターナブル容器[19]・マイ容器を使用する。
【事業者】の役割	・ 製造業者等は、長期使用や修理、再利用を前提とした耐久性の高い製品設計・製造に努める。 ・ 製造業者等は、修理・補修体制や部品交換などのアフターサービスを充実させ、市民がモノを大切に使い続けられる環境を整える。 ・ 製造業者等は、自社製品の下取り・回収や、中古品の再流通など、使用済み製品をごみにせず、次の利用者につなぐ仕組みを構築・推進する。 ・ 小売業者等は、店頭でのリユース回収拠点を提供するとともに、リターナブル容器を採用した商品を積極的に取り扱う。
成果指標（KPI）	・ 民間と連携したリユース取り組み件数（受渡件数）（件/年）

指標	現状	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
民間と連携したリユース取り組み件数	49,681件	→	→	→	→	52,500件	→	→	→	→	55,000件

[16] フリマアプリ：「フリーマーケットアプリ」の略で、スマートフォンのアプリを通じて、個人間で簡単に物品の売買ができるサービスのこと。
[17] リサイクル事務所：市民の方々から引き取った不用品（家具・照明、オーディオ等家電・食器類）の再生・販売をする施設。公共社団法人日野市シルバー人材センターが運営する。
[18] 回転市場：日野市民リサイクルショップ回転市場万願寺店。まだ使える衣料品・日用雑貨などを引き取り、低価格で提供している。
[19] リターナブル容器：使い捨てにせず、使用した後に回収・洗浄し、中身を再び詰め替えて何度も繰り返し使用する容器（びんやボトルなど）のこと。

【施策Ⅱ-1-(4)】事業系ごみの減量・資源化の促進（継続・強化）

目的	事業系ごみの更なる減量・資源化を促進する。
【行政】の取り組み	・ 事業用大規模建築物の所有者が提出する再利用計画書[20]を活用し、ごみの排出量や資源化状況を把握し、紙ごみ・プラスチック類ごみの資源化と適正排出に加えて、生ごみ・食品ロスの削減目標設定と計画的な実施に向けた点検・指導を強化する。 *（★食品ロス削減推進計画【施策Ⅱ-3-（6）】「関係法令・条例等に基づく事業者への指導・周知」と関連）* ・ 中小規模事業者に対しても、紙ごみやプラスチック類ごみの資源化と適正排出、生ごみ・食品ロスの削減に関する普及啓発を実施する。 ・ 市の処理施設に入る事業系ごみを減らし再資源化へ回すため、説明会を実施するほか、紙ごみ等の民間の資源化ルートについて情報収集・情報提供を行う。 ・ 国や業界団体に対し、周辺自治体や都等と連携しながら、拡大生産者責任（EPR）に対する意見・要望を行う。
【市民】ができること	・ 「ごみを出す側」であると同時に、「商品やサービスを選ぶ消費者」として、ごみの発生を抑え、分別・資源化を徹底する。
【事業者】の役割	・ 製造業者等は、調達・製造・販売・消費・廃棄という事業活動全体を見直し、廃棄物の発生そのものを減らす。 ・ 事業用大規模建築物の所有者は、再利用計画書を作成・提出し、資源化を含めたごみ減量を推進する。
成果指標（KPI）	・ 事業系ごみ搬入量（ｔ/年）

指標	現状	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
事業系ごみ搬入量	3,166t	→				2,924t	→				2,533t

[20] 再利用計画書：日野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 19 条第 3 項の規定により、延床面積 3,000 ㎡以上の事業用大規模建築物の所有者は、廃棄物の減量及び再利用に関する計画書（再利用計画書）を毎年 5 月末日までに、市に提出することが義務付けられている。

【基本方針Ⅲ】《資源化》

一人ひとりのリサイクル意識の向上による、限りある資源の有効利用

◆Ⅲ-1 分別徹底による資源化の促進

【施策Ⅲ-1-(1)】 分別徹底に向けた周知・啓発の強化 （継続・強化）	
目的	分別状況の確認を徹底し、結果を周知することにより、市民・事業者のごみの分別に対する意識の向上及び分別の徹底を図り、資源化への取り組みを促進する。
【行政】の取り組み	・ 分別に関し、「広報ひの」、ごみ情報誌「エコー」、ごみ分別アプリ、LINE 等の既存媒体に加え、より効果的な新たな発信手段についても検討・導入する。 ・ ごみ分別アプリの利便性の向上を図るとともに、AI 等の先端技術を活用した新機能の導入について検討する。 ・ 可燃ごみ・不燃ごみへの資源化可能なプラスチック類や紙等の混入割合を公表することで、市民及び事業者の分別意識の向上を促す。 ・ 資源物の資源化プロセスや最終的な行方を見える化し、市民や事業者に対する普及啓発を実施する。 ・ 定期的に収集業者との業務連絡会を開催し、情報交換を進めながら分別状況の改善を図る。 ・ 不適正排出世帯に対して、お知らせシール[21]の貼付やチラシのポスティング等により、排出方法の改善を促す。 ・ 集合住宅や転入者、外国人住民等、不適正排出が発生しやすいターゲット層に対し、重点的に分別指導を行う。
【市民】ができること	・ 自らのごみの分別状況を確認し、分別に対する意識を向上させ、適正な分別を実施する。
【事業者】の役割	・ 全事業者は、自らのごみの分別状況を確認し、分別に対する意識を向上させ、適正な分別を徹底する。 ・ 製造業者等は、識別マーク等の分かりやすい分別表示を行うことで市民が迷わず適正に分別できる工夫を行うとともに、店頭や Web サイト等を通じて適正な分別・排出方法の情報提供に努める。
成果指標（KPI）	・ 可燃ごみ中の資源化可能品目の混入率（%） ・ 不燃ごみ中の分別区分に適合しない品目の混入率（%）※ ※組成分析調査における調査項目と市の分別区分が一部異なるため、不適合品目の割合の中には分別区分に適合するものも含まれています。

指標	現状	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
可燃ごみ中の資源化可能品目混入率	6.9%	→	→	→	→	5%	→	→	→	→	3%
不燃ごみ中の分別不適合品目混入率	60.9%	→	→	→	→	45%	→	→	→	→	30%

[21] お知らせシール：排出ルールが守られていないごみに対して回収を行わず、回収しない理由（どのような点が排出ルールを逸脱しているか）を記載してごみに貼るシール。

◆Ⅲ-2 生ごみの減量・資源としての活用の促進

【施策Ⅲ-2-(1)】家庭内における生ごみの減量・資源化の促進（継続・強化）	
目的	家庭内で発生する生ごみの水切りを徹底するとともに、生ごみ処理器（ダンボールコンポスト等）を活用した堆肥化等を推進し、生ごみの減量及び資源化を通じて可燃ごみ量の削減を目指す。
【行政】の取り組み	・「３切り運動（使い切り・食べ切り・水切り）」の普及・啓発活動を強化する。 ・余った食材や調理くず等を無駄なく使い切るエコクッキングのレシピを市ホームページ等で周知・発信し、家庭における食品ロスの削減を推進する。 *（★食品ロス削減推進計画【施策Ⅱ-1-(1)】「『３切り運動』の推進」と関連）* ・ダンボールコンポストを中心に、世帯人数や住居形態等の多様なニーズに応じた生ごみ処理器の普及を促進するため、広報等での情報発信を行うとともに、生ごみ堆肥化講習会やイベントでの展示等で周知する。また、生ごみ処理器等の購入費を補助することで、市民の導入を支援する。 ・生ごみ処理器の利用者に対し、使用方法等に関するアドバイスやアンケート調査等のフォローアップを実施し、継続的な利用を促進する。 ・生ごみ処理器により生成された堆肥の具体的な利用方法を周知するとともに、市内公園等での受入れ・活用体制の構築について検討する。 ・LFC コンポスト[22]をはじめとする集合住宅向けや堆肥の利用を伴わない手法等、世帯人数・住居形態・ニーズに応じた多様な生ごみ減量手法について情報収集を行い、広報や講座等を通じて市民等へ普及する。 *（★食品ロス削減推進計画【Ⅱ-2-（3)】「生ごみ処理器等の促進」と関連）*
【市民】ができること	・日常的に生ごみの水切りや、エコクッキングによる食材の使い切りを実践する。 ・講習会への参加や住環境に合った生ごみ処理器（ダンボールコンポスト等）の活用を通じて家庭内での堆肥化・減量に取り組み、生成された堆肥を家庭菜園や地域等で有効活用する。 ・市が実施する生ごみ処理器等のフォローアップ等を活用し、生ごみ処理機等を継続的に使用する。
【事業者】の役割	・飲食店等は、店舗や事業所において生ごみの水切りを推進・実践する。 ・飲食店等は、生ごみ処理器（ダンボールコンポスト等）により生成された堆肥を店舗・自社農園等での利用や、地域農家への提供・有効利用に努める。 ・製造業者等は、家庭で分別・資源化しやすい仕組みを商品・サービスの開発・提供に努めるとともに、積極的な情報発信や啓発活動を通じて市民の利用を促す。
成果指標（KPI）	・生ごみ処理器の年間補助件数（件/年）

指標	現状	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
生ごみ処理器の年間補助件数	494 件	→	→	→	→	750 件	→	→	→	→	1,000 件

[22] LFC コンポスト：フェルトやリサイクル素材で作られた「バッグ（鞄）型」の専用容器に基材（土やもみがらなど）を入れ、家庭の生ごみを投入して堆肥（コンポスト）を作る生ごみ処理用具のこと。

【施策Ⅲ-2-(2)】地域内での生ごみ循環の促進 （継続・強化）	
目的	地域内における生ごみを循環させることによって、生ごみの減量及び資源化を促進し、可燃ごみ量を削減する。
【行政】の取り組み	・ 生ごみリサイクルサポーター[23]の役割・位置づけ等を整理するとともに、広く市民に浸透するような仕組みづくりを検討する。 ・ 生ごみの分別収集・資源化のモデル事業の実施に向け、先進自治体の事例研究を進めるとともに、具体的な事業内容を検討する。
【市民】ができること	・ 生ごみリサイクルサポーターへ登録し、より主体的に生ごみリサイクルに取り組み、周囲の市民に広める。 ・ 市がモデル事業を実施した場合には積極的に参加・協力する。
【事業者】の役割	・ 飲食店等は、リサイクル等により自ら排出する生ごみを極力減らし、地域の中で生ごみを資源として循環させる仕組みの担い手・調整役としても貢献する。
成果指標（KPI）	・ 生ごみリサイクルサポーターの登録者数（名）

指標	現状	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
生ごみﾘｻｲｸﾙｻﾎﾟｰﾀｰの登録者数	19 名	→				30 名	→				50 名

[23] 生ごみリサイクルサポーター：生ごみ減量に取り組む市民と市が協働で、生ごみ減量への取り組みを推進する様々な活動を行っている。ダンボールコンポストなど家庭内循環や地域内循環のための研究や普及活動、生ごみ堆肥の使い方などの情報提供、ごみ減量・資源化に取り組む市民リーダーの育成など、毎月 1 回の定例会で情報交換しながら進めている。

【施策Ⅲ-2-(3)】事業系食品廃棄物減量・リサイクルに向けた取り組みの推進 （継続・強化）	
目的	事業系生ごみ（食品残渣・食品ロス）を削減することによって、ごみ減量及び資源化を促進し、可燃ごみ量を削減する。
【行政】の取り組み	・ 生ごみの排出量が多い事業者や一般廃棄物収集運搬許可業者等に対し、「登録再生利用事業者[24]」をはじめとする食品リサイクル資源化施設等の情報提供・紹介を行い、資源化を促進する。 ・ 引き続き学校給食等における食品ロス削減・規格外野菜活用・資源化を推進する。 *（★食品ロス削減推進計画【施策Ⅰ-3-（5）】「学校給食等における食品ロス削減・規格外野菜活用・資源化の推進」と関連）* ・ 事業所から排出される食品残渣量を把握し、業種別に効果的な減量施策を検討する。 *（★食品ロス削減推進計画【施策Ⅰ-3-（1）】「事業系食品ロスの実態把握」と関連）* ・ 『30・10 運動』の周知と実践を推進する。 *（★食品ロス削減推進計画【施策Ⅲ-1-（2）】「３０・１０運動」及び食べきりの推進」と関連）* ・ 飲食店等におけるハーフサイズ・小盛りメニュー設定や、自己責任での持ち帰りなどを推進する。 *（★食品ロス削減推進計画【施策Ⅲ-1-（3）】「小盛り・少量メニューの設定や食べ残し持ち帰りの推進」と関連）* ・ フードシェアリングサービス[25]やデジタル技術の導入・活用を検討し、地域店舗における売り残し等の廃棄防止や未利用食品の円滑なマッチングを推進する。 *（★食品ロス削減推進計画【施策Ⅲ-1-（4）】「フードシェアリングサービスの導入検討」と関連）* ・ 事業用大規模建築物の所有者に対し、再利用計画書への厨芥類（生ごみ）の減量及び再利用量に係る目標の設定を指導し、実施状況について点検を行う。 *（★食品ロス削減推進計画【施策Ⅲ-1-（6）】「関係法令・条例等に基づく事業者への指導・周知」と関連）* ・ 食品ロス削減に取り組む事業者を優良事業者として評価・認定・周知する制度を導入する。 *（★食品ロス削減推進計画【施策Ⅲ-1-（7）】「食品ロス削減に取り組む優良事業者の評価・表彰制度等の検討」と関連）*
【市民】ができること	・ 「食品を無駄にしない」、「適正に分別する」、「環境に配慮した消費をする」ことで事業者の取り組みを支え、食品廃棄物の減量・リサイクルを地域全体で進める。
【事業者】の役割	・ 飲食店等は、30・10 運動の実践、小盛り・ハーフサイズメニューの設定や、利用者の自己責任による持ち帰りの導入など、来店者とともに食品ロスを減らす工夫を行う。 ・ 飲食店等は、調理くずや食べ残しなどの食品残渣の水切り・分別を徹底し、登録再生利用事業者等の活用による資源化に努める。 ・ 飲食店等は、市が開催する事業者向けの説明会や事業へ積極的に参画するとと

[24] 登録再生利用事業者：食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）において、食品廃棄物の飼料化や肥料化などの再生利用を行う事業者のうち、一定の基準を満たして主務大臣（農林水産大臣等）の登録を受けた事業者のこと。

[25] フードシェアリングサービス：飲食店やスーパー、パン屋などで「まだ十分に食べられるのに、閉店時間や賞味期限の都合で廃棄されてしまいそうな食品」を、スマートフォンのアプリ等を通じて買い手（消費者）へ届けるマッチングサービスのこと。

	もに、自社の取り組みを広く PR する。 ・ 小売業者等は、フードシェアリングサービスやデジタル技術を積極的に活用し、売れ残りや未利用食品の発生防止・有効利用を図る。 ・ 飲食店や食品小売等のテナントを有する事業用大規模建築物の所有者は、再利用計画書における厨芥類（生ごみ）の減量及び再利用量に係る目標の設定と食品ロス削減の推進に努める。
成果指標（KPI）	・ 事業系食品廃棄物排出量（ｔ/年）

指標	現状	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
事業系食品廃棄物排出量	724ｔ	→				669ｔ	→				580ｔ

◆Ⅲ-3 紙類の減量・リサイクル

【施策Ⅲ-3-(1)】 雑紙の減量・リサイクルの推進 （新規）	
目的	可燃ごみの中に多く混入している「雑紙（雑誌・雑紙類）」の排出抑制及び分別徹底・資源化を図ることで、可燃ごみ量の更なる削減と総資源化率の向上を図る。
【行政】の取り組み	・ 雑紙混入率（組成分析調査結果）の公表や分別の判断基準・排出方法の周知徹底を図る。 ・ 紙の種類ごとに資源化の可否を一覧化した分かりやすい啓発ツールの作成・活用等を通じて普及啓発を強化する。 ・ 集団回収・民間回収への移行及び協力体制を強化する。 ・ 個人情報の漏洩不安を解消する情報発信や、紙袋利用等の出しやすさの工夫を提案する。
【市民】ができること	・ メモ用紙や紙箱などの雑紙は可燃ごみに混ぜず、紙袋等を活用して資源として排出する。
【事業者】の役割	・ 全事業者は、「紙を使わない・減らす」→「分別する」→「資源として回収する」→「再生品を使う」という循環を事業活動の中に組み込む。
成果指標（KPI）	・ 可燃ごみ中の資源化可能な紙類の混入率（%）

指標	現状	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
可燃ごみ中の資源化可能な紙類混入率	3.9%	→				3%	→				2%

◆Ⅲ-4 プラスチック類の減量・リサイクル

【施策Ⅲ-4-(1)】 プラスチック類の減量及び分別回収・リサイクルの推進（継続・強化）	
目的	容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収・リサイクルを継続し、適正分別を定着させる。
【行政】の取り組み	・ 動画や SNS 等を活用して、洗浄負担感及び疑問に答える明確な判断基準を発信するとともに、不燃ごみに混入している製品プラスチック類を含め、汚れを取り除いた適正な分別排出の徹底を推進する。 ・ プラスチック類ごみの民間回収の利用を推進し、店頭回収協力店舗を拡大する。 ・ 事業者の進めるプラスチック類の削減事業を注視しながら、事業者との連携を検討する（マテリアルリサイクルの検討を含む）。 ・ 公共施設におけるペットボトル自販機の抑制を検討するとともに、ウォータースタンドの設置を進めることでマイボトルの活用を推進し、ワンウェイプラスチックの使用を抑制する。
【市民】ができること	・ マイバッグやマイボトルの持参、過剰包装やレジ袋の辞退を徹底する（マイバッグを忘れた場合は、指定収集袋として利用できるレジごみ袋を利用する。） ・ 使い捨てラップに代わる電子レンジ用フタ等を活用するなど、日々の生活の中で、使い捨てプラスチック製品の使用を削減する。 ・ プラスチック類は、適正に分別して排出する。
【事業者】の役割	・ 全事業者は、プラスチック類を適正に分別・処理し、資源化を促進する。 ・ 小売業者等は、マイバッグ等の持参を促し、過剰包装や不必要なレジ袋の削減に努める。 ・ 製造業者等は、拡大生産者責任に基づき、包装の簡素化や減容化しやすい容器の採用（環境配慮設計）を進めるとともに、排出段階におけるのプラスチック利用量の削減に努める。
成果指標（KPI）	・ レジ袋辞退率（%） ・ 可燃ごみ中の資源化可能なプラスチック類の混入率（%） ・ 不燃ごみ中の資源化可能なプラスチック類の混入率（%）

指標	現状	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
レジ袋辞退率	83.4%	→	→	→	→	85%	→	→	→	→	90%
可燃ごみ中の資源化可能なプラ類混入率	2.8%	→	→	→	→	2%	→	→	→	→	1%
不燃ごみ中のプラスチック類の混入率	18.8%	→	→	→	→	15%	→	→	→	→	10%

◆Ⅲ-5 剪定枝の減量・リサイクル

【施策Ⅲ-5-(1)】 剪定枝の減量・リサイクルの推進 （継続・強化）	
目的	剪定枝の発生量の把握と無料受入の継続を進めつつ、費用対効果の高い資源化ルートを検討する。
【行政】の取り組み	・ クリーンセンターでの無料受け取り事業を継続し、利用促進に向け周知を図る。 ・ 剪定枝の発生量を把握し、環境負荷に配慮した回収方法及び資源化手法を検討する。
【市民】ができること	・ 庭木の剪定枝は束ねて出す、クリーンセンターの無料受け入れを活用するなど、適正な排出と資源化に協力する。
【事業者】の役割	・ 全事業者は、「剪定枝を廃棄物として処理する」のではなく、発生を抑え、分別し、地域や事業活動の中で資源として循環させる。
成果指標（KPI）	・ 可燃ごみ中の剪定枝（草木類）の混入率（%）

指標	現状	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
可燃ごみ中の剪定枝混入率	21.2%	→	→	→	→	15%	→	→	→	→	10%

◆Ⅲ-6 リサイクル品目の拡大・拡充

【施策Ⅲ-6-(1)】 リサイクル品目拡大・拡充の検討 （新規）	
目的	費用対効果を踏まえつつリサイクル品目の拡大及び拡充を推進する。
【行政】の取り組み	・ 以下のリサイクル品目の拡大・拡充に向けて検討を進める。 – 陶磁器・ガラスの拠点回収を検討・実施する。（新規） – 家庭用廃食用油の拠点回収を検討・実施する。（新規） – 紙おむつリサイクルの導入可能性を検討する。（新規） ・ 使い捨てコンタクトレンズ空ケースの拠点回収を継続する。 ・ リサイクル品目を拡大・拡充する際は、その排出方法や収集日等の情報を、あらゆる媒体を通じて市民に周知する。
【市民】ができること	・ 新回収品目の分別排出に協力する。
【事業者】の役割	・ 製造・小売業者等は、製品の環境配慮設計や自主回収、再商品化を積極的に推進するとともに、拡大生産者責任に基づき適切な費用負担を行う。
成果指標（KPI）	・ 陶磁器・ガラス・廃食用油の拠点回収 ・ 紙おむつリサイクルの導入可能性検討

指標	現状	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
陶磁器・ガラスの拠点回収	未実施	システム検討	→	→	→	→	拠点回収開始	→	→	→	→
廃食用油の拠点回収	未実施	システム検討	→	→	→	→	拠点回収開始	→	→	→	→
紙おむつリサイクルの導入可能性検討	未実施	技術動向・情報収集	→	→	→	→	実施可否判断				

【基本方針Ⅳ】《適正処理》

循環型社会を支える、適正なごみ処理体制の継続

◆Ⅳ-1 収集運搬計画

【施策Ⅳ-1-(1)】 分別区分に則った適正な収集運搬 （継続・強化）	
目的	分別区分に則った適正かつ効率的な収集運搬を継続して実施する。また、排ガス対策車両（クリーンディーゼル等の低公害車）の計画的な運用・導入を進めるとともに、安全運転指導の徹底や定期的な車両点検を行い、収集運搬における事故防止と環境負荷低減を図る。
【行政】の取り組み	・ 分別区分に則った確実な収集運搬を継続し、収集ルートの最適化等により効率的な収集体制を維持する。 ・ 周辺環境への影響に配慮し、引き続き低公害化車両の優先的・計画的な使用を継続するとともに、更なる環境配慮車両の導入を推進する。 ・ 収集業者と業務連絡会を定期的に開催（年 12 回（月 1 回））し、適切な業務遂行を図る。 ・ 収集業者に対し、収集作業員への安全教育・指導の徹底及び車両の定期点検の実施を促し、運行事故の防止を通じて安全かつ安定した収集運搬体制を確保する。 ・ 感染症流行を見据えた継続的な収集業務を実施する。 ・ 高齢者等のごみ出し困難者に対する収集体制を検討・実施する。
【市民】ができること	・ 市の分別･排出ルールを理解し、決められた方法で正しくごみを排出する。
【事業者】の役割	・ 収集業者は、作業員への安全教育、車両点検の徹底および市との定例の業務連絡会等を通じ、市の分別ルールに則った安定した処理体制を維持する。 ・ 収集業者は、低公害車・環境配慮型車両の導入・維持管理や収集ルートの最適化を通じて環境負荷の低減に努める。 ・ 収集業者は、感染症流行時や災害等の緊急時においても、収集業務を停滞させない体制を整えるとともに、高齢者等のごみ出し支援をはじめとする行政の取り組みに協力する。 ・ 全事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物について、排出者としての責任を自覚し、減量・資源化を進めるとともに、分別から収集運搬、処理までを適正に行う。
成果指標（KPI）	・ 収集車両の事故件数（件/年）

指標	現状	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
収集車両の事故件数	15 件	→				0 件	→				0 件

◆Ⅳ-2 処理計画

【施策Ⅳ-2-(1)】 プラスチック類資源化施設の維持管理 （継続・強化）	
目的	プラスチック類資源化施設を安定稼働させ、プラスチック類の資源化を継続的に実施していく。
【行政】の取り組み	・ プラスチック類資源化施設を安定稼働させるため、適正に施設の維持管理を行う。 ・ 処理施設内における作業員の安全と健康を確保するための対策を徹底する。 ・ 施設において停止やトラブルが発生した際は、速やかに原因の検証と再発防止対策を講じるとともに、市民等へ速やかに周知を行う。
【市民】ができること	・ プラスチック類ごみの適正な分別排出を行い、リチウムイオン電池やライター、カミソリ等の発火・危険物をプラスチック類に混入させないよう、排出前の確認を徹底する。
【事業者】の役割	・ 全事業者は、プラスチック類ごみの適正な分別・処理を行う。
課題と今後の評価	・ 施設の故障や停止を防ぎ、長期的に安定した維持管理を継続する。
成果指標（KPI）	・ プラスチック類資源化施設の故障等による想定外の停止回数

指標	現状	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
想定外の停止回数	0回	→				0回	→				0回

【施策Ⅳ-2-(2)】 既存施設跡地の有効活用 （継続・強化）	
目的	旧施設を解体し、跡地を有効活用する。
【行政】の取り組み	・ 解体工事着工までの期間、旧施設の適切な安全管理を行う。 ・ 跡地利用について、点在しているリサイクル施設の集約化も含め、有効な活用を引き続き検討していく。 跡地利用に係る検討結果を踏まえ、旧施設解体の検討及び日野市循環型社会形成推進地域計画（地域計画）の見直しを行う。
【市民】ができること	・ 工事や跡地利用に関する説明内容を把握・理解する。
【事業者】の役割	・ 解体業者は、解体工事における安全・環境対策を徹底する。
成果指標（KPI）	・ 旧施設の解体

指標	現状	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
旧施設の解体	旧施設の安全管理	→									
	跡地利用の検討	→									
	地域計画の見直し					→					解体

◆Ⅳ-3 最終処分計画

【施策Ⅳ-3-(1)】 最終処分量の削減 （継続・強化）	
目的	最終処分量の目標をゼロとしつつ、埋立処分が発生する場合は、東京たま広域資源循環組合による広域的な連携のもと、適正な処分を進める。また、「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書」[26]に基づき、ごみ処理の相互支援を推進する。
【行政】の取り組み	・ 二ツ塚最終処分場へ焼却灰を搬入し、エコセメント化を行う。これにより、不燃性残渣の埋立ゼロを継続する。 ・ 廃棄物を排出する側と搬入される側の相互理解を深めるため、二ツ塚最終処分場が立地している日の出町との「三多摩は一つなり」交流事業[27]を推進する。 ・ 「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書」に基づき、ごみ処理の相互支援を積極的に実施する。
【市民】ができること	・ 焼却処理量の削減や最終処分量ゼロの維持に向けて、ごみの分別・減量を徹底する。 ・ 「三多摩は一つなり」等の交流事業や施設見学などの機会を通じて、ごみ処理や最終処分の現状や取り組みについての理解を深める。
【事業者】の役割	・ 全事業者は、焼却処理量の削減や最終処分量ゼロの維持に向けて事業活動に伴い発生するごみの分別・減量を徹底する。 ・ 全事業者は、広域支援体制や最終処分場の運用方針を理解し、市及び収集運搬事業者と連携した適正な搬入・処理を徹底する。
成果指標（KPI）	・ 最終処分量（埋立量）（t/年）

指標	現状	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
最終処分量	0ｔ	→	→	→	→	0ｔ	→	→	→	→	0ｔ

[26] 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書：東京都多摩地域の 30 市町村及び清掃工場等を運営する一部事務組合 8 団体が締結している協定。当該における予測できない緊急事態や、あらかじめ計画された更新・新設等により、相互支援協力の必要な事態が発生した場合に備え、相互支援による広域的な処理体制を確保している。

[27] 「三多摩は一つなり」交流事業：最終処分場が立地している日の出町の住民と東京たま広域資源循環組合の組織団体 25 市 1 町の住民との交流を図るための事業。日の出町や各組織団体が主催する文化・スポーツ等の事業にそれぞれの住民が参加し、ふれあうことで相互理解を深めることを目的としている。

◆Ⅳ-4 地域美化・災害廃棄物対策

【施策Ⅳ-4-(1)】 生活環境の保全と地域美化の推進 （継続・強化）	
目的	地域の生活環境を維持するため、ポイ捨てやごみの不適正な放置等を防止する。引き続きパトロールや警察等との連携を強化するとともに、市民・事業者との協働による美化活動を推進し、地域全体の美化意識（マナー、モラル）の向上を図る。
【行政】の取り組み	・ 路上へのごみのポイ捨てや不適正な放置（不法投棄）を防止するため、パトロールや啓発看板・貼紙等の設置を継続する。必要に応じて関係機関（警察等）と連携し、違反行為者への指導・対応を行う。 ・ 市民・事業者と連携・協働した環境美化イベント（クリーン作戦等）を推進し、地域全体の美化意識の向上と散乱ごみの削減を図る。
【市民】ができること	・ 外出先で出たごみを持ち帰るなど、公共の場における美化マナーを実践し、衛生的な生活環境づくりに努める。 ・ 地域や市が実施する環境美化活動へ積極的に参加する。
【事業者】の役割	・ 自動販売機や店頭等に回収ボックスを設置している事業者は、周辺へのごみの散乱や放置を防止するための適切な管理を行う。 ・ 全事業者は、地域の美化活動へ積極的に参加・協力する。
成果指標（KPI）	・ 不適正排出・不法投棄ごみ回収量（kg/年）

指標	現状	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
不適正排出・不法投棄ごみの回収量	28kg	→	→	→	→	0kg	→	→	→	→	0kg

【施策Ⅳ-4-(2)】 災害時対策の強化 （継続・強化）	
目的	「日野市災害廃棄物処理計画」に基づく迅速な処理体制の強化を図り、広域協定や周辺自治体・民間事業者との連携を図る。災害時においても、浅川清流環境組合や関係機関と連携し、災害廃棄物の適正な処理を実施する。
【行政】の取り組み	・ 災害廃棄物処理計画の運用・改定を行う。 ・ 他自治体及び民間事業者との協定締結を推進する。 ・ 東京都と連携し、広域支援体制を整備する。
【市民】ができること	・ 日頃から家具の固定や不要品の整理（片付け）を行い、発災時の片付けごみや災害廃棄物の発生を最小限に抑える。 ・ 市のハザードマップや「日野市災害廃棄物処理計画」等を確認し、災害時のごみや災害廃棄物の排出方法等を確認する。 ・ 災害発生時は、市のごみ出しルールを遵守するとともに、災害廃棄物については市が指定する仮置場への持ち込みルール（分別、指定日時など）を遵守し、円滑な処理に協力する。 ・ 便乗ごみや不法投棄は行わず、地域での声かけ合いや相互扶助に努める。
【事業者】の役割	・ 全事業者は、事業所内の耐震対策や資機材の固定等を進め、自社から発生する災害廃棄物の抑制に努める。 ・ 全事業者は、災害時の事業系廃棄物の処理ルートや一時保管方法等についてあらかじめ検討する。 ・ 建設業者等は、業界団体等を通じた災害協定への参加・協力や保有する資機材・人材・敷地の提供等、地域の復旧・復興に向けた支援体制の構築に協力する。 ・ 全事業者は、災害発生時、事業系災害廃棄物の適正な分別・排出・処理を徹底する。
成果指標（KPI）	・ 災害廃棄物処理計画の見直し

指標	現状	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
災害廃棄物処理計画の運用・改定	運用	→	→	→	改定	運用	→	→	→	→	→

【基本方針Ⅴ】《協働体制》

市民・事業者・行政が一体となった協働体制の構築・継続

■Ⅴ-1 協働体制の推進・強化

【施策Ⅴ-1-(1)】 市民・事業者との連携によるごみ減量・適正処理等への取り組み（継続・強化）	
目的	日野市ごみ減量・リサイクル等推進協議会において本計画の進捗を確認し、市民・事業者と共同で本計画を実施していく。また、廃棄物減量等推進員と協働して、市民に対する啓発を行う。
【行政】の取り組み	・ 日野市ごみ減量・リサイクル等推進協議会において、本計画の進捗状況の確認や施策の見直しを行う（原則年３回）。 ・ 廃棄物減量等推進員に対する研修を実施する（年２回）。 ・ 多様な主体が参画できる協働活動のあり方について、引き続き検討を行う。
【市民】ができること	・ 「ごみを出す側」として、発生抑制・分別・資源化・適正処理に責任を持ち、行政と協力する。
【事業者】の役割	・ 製造業者等は、「ごみを生み出す側・製品やサービスを提供する側」として、発生抑制・分別・資源化・適正処理に責任を持ち、行政と協力する。
成果指標（KPI）	・ 本計画の進捗状況の確認と施策の見直し ・ 廃棄物減量等推進員研修の理解度（%）

指標	現状	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
本計画の進捗状況の確認と施策の見直し	未実施	施策の進捗確認/見直し	→	→	→	中間検証	施策の進捗確認/見直し	→	→	→	次期計画の策定
廃棄物減量等推進員研修の理解度	※調査中	→	→	→	→	95%	→	→	→	→	100%

【基本方針６】《広域連携》

３市（本市・国分寺市・小金井市）の連携体制の推進・強化

■Ⅵ-1 広域連携の推進・強化

【施策Ⅵ-1-(1)】 ３市でのごみ減量・分別の徹底 （継続・強化）	
目的	浅川清流環境組合が運営する３市（本市、国分寺市、小金井市）の可燃ごみ処理施設を関係法令及び維持管理基準等遵守した上で、安定的に稼働させる。
【行政】の取り組み	・ 浅川清流環境組合、国分寺市及び小金井市と連携し、以下の取り組みを実施する。 －ごみ搬入量・ごみ質を確認する（ピット内のごみ組成分析の実施）。 －事業系持込ごみの搬入検査を行い、適正なごみ処理手数料を設定する。 －リチウムイオン電池、水銀等の危険物・有害物質の混入を防ぐため、適正排出に向けた啓発を実施する。 －３市合同での食品ロス削減を推進する。 *（★食品ロス削減推進計画【施策Ⅳ-2-(1)】「３市広域連携での食品ロス削減の推進」と関連）*
【市民】ができること	・ 家庭から排出するごみの減量、分別を徹底するとともに、リチウムイオン電池、水銀等の危険物・有害物の適正な分別排出を徹底する。
【事業者】の役割	・ 全事業者は、事業所から排出するごみの減量、分別を徹底するとともに、リチウムイオン電池、水銀等の危険物・有害物の適正な分別排出を徹底する。
成果指標（KPI）	・ 水銀基準値超過件数（件/年）

指標	現状	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
水銀排出基準値超過件数	0 件	→				0 件	→				0 件

【施策Ⅵ-1-(2)】 ３市における情報共有の促進 （継続・強化）	
目的	可燃ごみの減量のため、３市ごみ減量推進市民会議等を通じて、浅川清流環境組合やその構成市と情報共有を行うとともに、引き続き新たな可燃ごみ処理施設の見学会を実施し、環境教育を充実させる。
【行政】の取り組み	・ 浅川清流環境組合、国分寺市及び小金井市と連携し、３市ごみ減量推進市民会議、３市課長会、クリーンセンター連絡協議会を円滑に運営するとともに、各会議における協議結果や取り組みについて広報等を通じて市民等へ情報発信・周知を行う。 ・ 浅川清流環境組合が実施する施設見学会や環境教育について、その実施に協力するとともに、市民への広報・周知を通じて積極的な参加を促進する。
【市民】ができること	・ 施設見学会等に参加し、可燃ごみ処理の仕組みや周辺環境・地域への配慮について理解を深める。
【事業者】の役割	・ 全事業者は、広域でのごみ減量・分別ルールに協力する。
成果指標（KPI）	・ 日野市民の可燃ごみ処理施設見学者数（人/年）

指標	現状	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
日野市民の見学者数	1,934人	→				1,980人	→				2,060人

【施策Ⅵ-1-(3)】 ３市への情報発信の強化 （継続・強化）	
目的	浅川清流環境組合の可燃ごみ処理施設の運用にあたり、安全・安心を確保するとともに、浅川清流環境組合、地元地域、本市を含む３市の相互理解と信頼関係を深め、透明性の高い施設運営と３市連携による広報・情報発信を推進する。
【行政】の取り組み	・ 浅川清流環境組合が公表する排ガス等のモニタリング結果や施設運営状況について、市民へ分かりやすく発信・周知する。 ・ 可燃ごみ処理施設の安定運用や環境保全に向け、浅川清流環境組合、国分寺市及び小金井市と連携して、地元住民との意見交換会を実施するとともに、地域との連携・対話が円滑に進むよう支援・協力する。 ・ 浅川清流環境組合ニュースの発行時期（年２回（10 月・３月））に合わせ、市のごみ情報誌「エコー」等を同時期に発行・配布し、３市一体となった情報共有とごみ減量及び施設の理解促進を図る。 ・ 浅川清流環境組合と連携して、デジタル技術の活用によって広くごみ処理施設の周知啓発を行う。
【市民】ができること	・ 市や浅川清流環境組合が発信するデジタル情報や広報等を通じて施設運営や環境状況への関心・理解を深め、家庭でのごみ減量や適正な分別への実践につなげる。
【事業者】の役割	・ 市や浅川清流環境組合が発信する施設運営情報や受入基準を正しく把握し、事業活動に伴うごみの減量や危険物・不適正物の混入防止を徹底する。
成果指標（KPI）	・ 可燃ごみ処理施設に関するデジタル技術を活用した施設啓発の開発及びアクセス件数（件/年） ・ 広報ひの・ごみ情報誌「エコー」での浅川清流環境組合に関する情報発信数（回/年）

指標	現状	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
デジタル技術を活用した新たな啓発	未実施	開発	周知啓発	→	→	アクセス数 4,000 件	→	→	→	→	アクセス数 10,000 件
広報での発信回数	年１回	年２回	→	→	→	→	年３回	→	→	→	→